



メディケア生命
住友生命グループ

メディフィット がんバリュー

一時払
がん医療
終身保険

契約概要・注意喚起情報

ご契約のしおり・約款

この冊子には「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」が合本されています。

お申込みに際して特にご確認いただきたい事項をまとめた「契約概要」および特にご注意いただきたい事項をまとめた「注意喚起情報」を掲載していますので、ご契約前に必ずお読みください。



この冊子は、ご契約に伴う大切な事項を記載したものです。
必ずご一読いただき、ご契約の際にお送りする保険証券とあわせて保管してください。



この商品はメディケア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

この冊子の構成

契約概要

注意喚起情報

もくじ

目的別もくじ

お客様さまに
お渡しする書類

ご契約のしおり

約款

手続きの際の
提出書類一覧表

この冊子の 構成

この冊子は、4部構成です。
保険に関する重要な情報ですので、必ずご一読ください。

契約概要

ご契約の内容などに関する重要事項のうち、
特にご確認いただきたい事項を記載しています。

ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申し込みください。
「契約概要」に記載のお支払理由やお支払いの留意点は、概要や代表事例を示しています。

注意喚起 情報

ご契約のお申込みに際して、
特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申し込みください。
特に給付金・死亡保険金をお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分については必ずご確認ください。

ご契約の しおり

約款の重要な事項 (生命保険契約へのお申込みに際して、
特にご注意いただきたい事項など) および
ご契約のお取扱いについて大切な事項を
わかりやすくまとめたものです。

お申込みの際やご加入後など、そのときどきにに応じて必要な箇所をご覧いただけるよう、
「ご契約のしおり」は以下の内容で構成されています。

- 1 保険の特徴と仕組み
- 2 お申込み時の諸手続きについて
- 3 給付金・死亡保険金のお支払い、その他の諸手続きについて
- 4 ご契約にあたってのお知らせ

約款

ご契約の内容やご加入後の
各種お手続きの方法などを定めたものです。

約款には「普通保険約款(主契約)」と「特約」の2種類があり、普通保険約款の内容は、この保険契約にご加入いただいたすべてのご契約者に適用されます。一方、特約の内容(保障など)は、その特約をこの保険契約に付加いただいた場合に適用されます。

契約概要

ご契約に際しての重要事項 (契約概要)

この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

「契約概要」に記載のお支払理由やお支払いの留意点は、概要や代表事例を示しています。お支払理由の詳細や留意点などについての詳細ならびに主な保険用語のご説明などについては「**ご契約のしおり**」「**約款**」に記載しておりますのでご確認ください。また、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項は、「**注意喚起情報**」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1 引受保険会社はメディケア生命です。

- 引受保険会社：メディケア生命保険株式会社(住友生命グループ)
- 住所：〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12
- 電話：メディケア生命コールセンター ☎0120-877809
- ホームページ： <http://www.medicarelife.com/>

メディケア生命保険株式会社は、お客さまの視点にたったシンプルでわかりやすい保険商品および、丁寧・迅速・正確なサービスをご提供するために設立された住友生命グループの生命保険会社です。

- 生命保険契約に関するさまざまなご相談・照会・苦情については、メディケア生命コールセンターおよび一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」でお受けしております。この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細は「注意喚起情報」の「生命保険相談所について」をご確認ください。

2 商品の特徴は以下のとおりです。

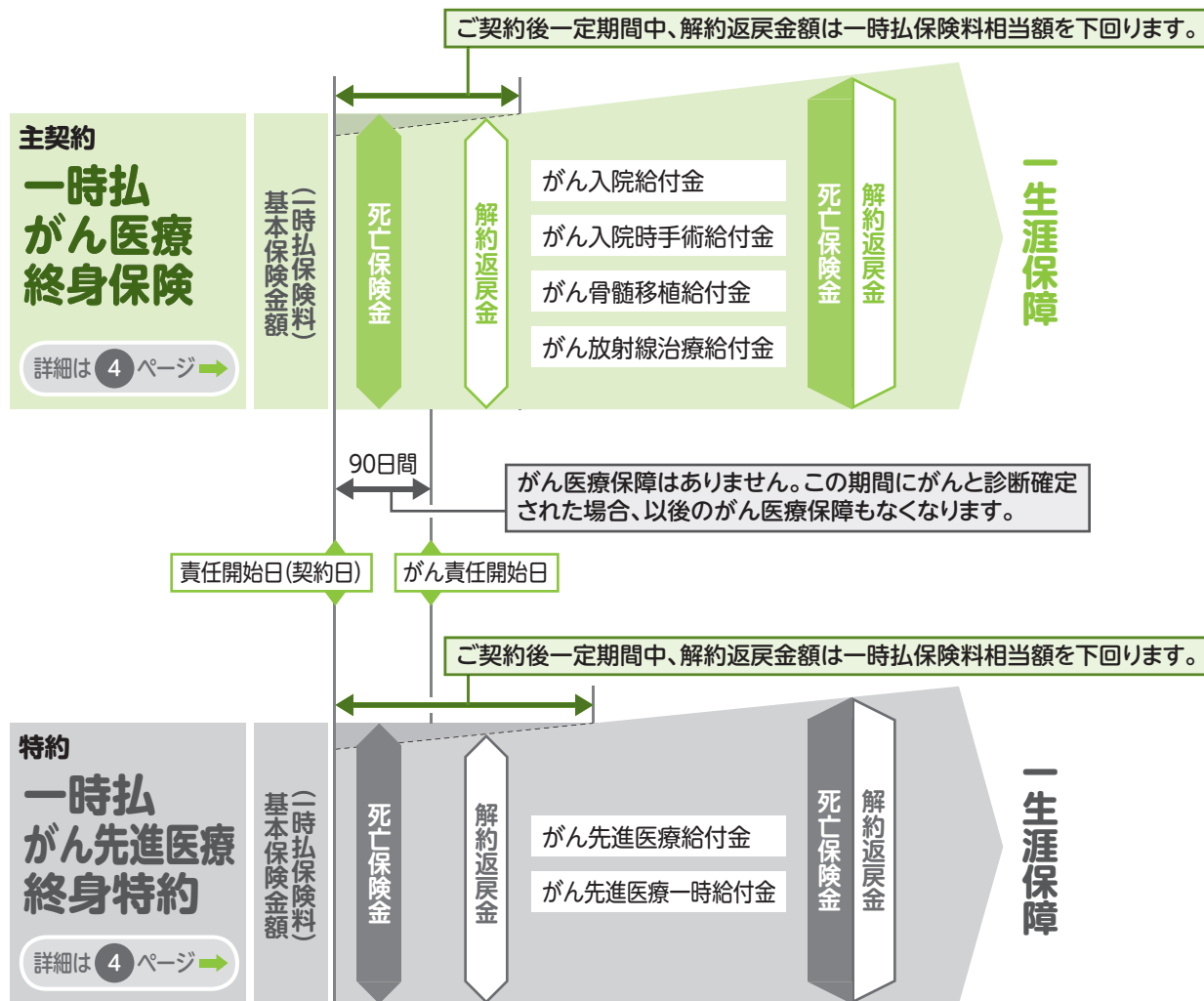
- 充実したがんに対する保障を一生ご準備いただけます。
がんによる入院、がん入院中の手術などを保障します。がんによる入院を支払日数無制限で保障します。
*がんには上皮内がんを含みます。
- 被保険者が死亡された場合の保障を一生確保します。
保険料は一時払いで、保障は一生継続します。
- お客さまの大切な資産を着実に守ります。
ご契約後一定期間を経過すると、解約返戻金額は一時払保険料相当額に達し、一生増え続けます。
*ご契約後一定期間中、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ります。
- ご要望に応じて、がんを直接の原因とする先進医療を重点的に保障する「一時払がん先進医療終身特約」を付加することができます。

3 保険期間・保険料払込回数・ 保険料払込経路は以下のとおりです。

保険期間	保険料払込回数	保険料払込経路
終身	一時払い	銀行振込み

- 契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。

4 仕組みについて



- *主契約・特約の給付金などの詳細は、[お支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。] ④ ~ ⑤ ページ、[死亡保険金・解約返戻金などについては以下のとおりです。] ⑥ ページをご参照ください。
- *ご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、一時払保険料相当額のお支払いが完了した時または告知が行われた時*のいずれか遅い時から保険契約上の死亡保障が開始されます。ご契約の死亡保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。この責任開始日を契約日とします。
- *がん責任開始日とは、がん入院給付金などのがんに対する保障を開始する日のことをいい、**責任開始日からその日を含めて91日目**のことをいいます。
- *お申し込みいただく保険契約の主契約の基本保険金額(一時払保険料)、がん入院給付日額の型、付加している特約などについては申込書(電磁的方法によるときは、申込画面)記載のとおりとなりますので、必ずご確認ください。
- *一時払がん先進医療終身特約の基本保険金額(一時払保険料)は、一律30万円です。
- *電磁的方法によるときは、告知に関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

5 お支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

主契約・特約名	お支払いする給付金・保険金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
一時払 がん医療 終身保険 (主契約)	がん入院 給付金	がんにより1日以上入院されたとき	がん入院給付日額 ×がん責任開始日以後の 入院日数 *がん入院給付日額 =主契約の基本保険金額 ×1/1,000	1回の入院・通算ともに 限度なし
	がん 入院時手術 給付金	傷害または疾病により、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を、がんによる入院中に受けられたとき	がん入院給付日額 ×10倍	通算限度なし
	がん 骨髄移植 給付金	がんにより、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術を受けられたとき	がん入院給付日額 ×10倍	通算限度なし
	がん 放射線治療 給付金	がんにより、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象となる放射線治療を受けられたとき	がん入院給付日額 ×10倍	通算限度なし 60日に1回のお支払 限度
	死亡保険金	死亡されたとき	次の金額のいずれか大きい 金額 ・基本保険金額 (一時払保険料) ・被保険者死亡時の保険料 積立金額	—
一時払 がん先進医療 終身特約	がん先進医療 給付金	がんにより厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられたとき	先進医療にかかわる 技術料相当額 (自己負担額)	がん先進医療給付 金とがん先進医療一時 給付金を通算して 2,000万円まで
	がん先進医療 一時給付金		5万円	
	死亡保険金	死亡されたとき	次の金額のいずれか大きい 金額 ・この特約の基本保険金額 (一時払保険料) ・被保険者死亡時のこの 特約の保険料積立金額	—

主契約および特約共通の留意点

- がんには上皮内がんを含みます。
- がんに対する各種給付金については、次のすべてを満たす場合にお支払いの対象となります。
 - ・がん責任開始日(責任開始日からその日を含めて91日目)前にがんと診断確定されたことがないこと。
 - ・がん責任開始日以後の保険期間中に、がんと診断確定され、かつ、所定のお支払理由(4 ページ参照)に該当されること。
- がん責任開始日前にがんと診断確定されていた場合には、がんに対する各種給付金をお支払いしません。この場合、以後のがんに対する給付の保障はありません。

主契約の留意点

がん入院給付金について

- 1日以上入院には、日帰り入院を含みます。日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である入院をいい、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。
- がん入院給付日額は、基本保険金額にがん入院給付日額の型(10/1万型)に応じた係数(0.0010=1/1,000)を乗じて計算します。

がん入院時手術給付金について

- がんによる入院を伴わない手術の場合は、お支払いできません。
- がんの治療を目的としない手術であっても、がんによる入院中に受けられた公的医療保険制度対象の手術であればお支払いします。ただし、「骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術」はお支払いの対象となりません。
- 同一の日に2つ以上の手術を受けられたときでも、重複してお支払いしません。
- 医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定対象となる手術についてはその手術の開始日にのみ手術を受けられたものとみなします。
- 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されることとされている区分番号にあてはまる手術について、同一の区分番号にあてはまる手術を複数回受けられた場合は、施行の原因や部位を問わず、60日に1回のお支払いを限度とします。

がん骨髄移植給付金・がん放射線治療給付金について

- 同一の種類給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、同一の種類給付金を重複してお支払いしません。
- ドナー(骨髄提供者)の移植骨髄穿刺についてはがん骨髄移植給付金のお支払いの対象となりません。
- がん放射線治療給付金のお支払いは60日に1回を限度としています。
- 血液照射はがん放射線治療給付金のお支払いの対象となりません。(被保険者が受ける放射線治療ではなく、輸血血液に対して放射線照射を行うものであるためです。)

特約の留意点

- ご加入後も、新たに厚生労働大臣の承認を得たことにより、療養を受けられた日現在において、先進医療の対象となっている医療技術は、がん先進医療給付金・がん先進医療一時給付金のお支払いの対象となります。**一方、ご加入時点で先進医療の対象であった医療技術であっても、療養を受けられた日現在において、一般の保険診療に導入されている場合(公的医療保険制度の給付対象となっている場合)や、承認取消などの事由によって先進医療ではなくなっている場合は、がん先進医療給付金・がん先進医療一時給付金をお支払いできません。**
- 先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。**
- 先進医療にかかわる技術料とは、受療した先進医療に対する被保険者の自己負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいいます。
- がん先進医療一時給付金のお支払いは60日に1回を限度としています。
- 同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。そのため、同一の先進医療を60日を超えて受療されても、がん先進医療一時給付金のお支払いは1回のみとなります。
- 同一の被保険者において、先進医療給付のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。

6 死亡保険金・解約返戻金などについては以下のとおりです。

死亡保険金について

- ご契約後一定期間中、死亡保険金額は一時払保険料相当額となり、一定期間経過後、増加していきます。
- 死亡保険金額は次の金額のいずれか大きい金額です。
 - ・基本保険金額(一時払保険料)
 - ・被保険者死亡時の保険料積立金額

解約返戻金について

- この保険では、お払い込みいただく保険料が預金のようにそのまま積み立てられるのではなく、その一部は毎年のがんに対する給付金などのお支払いに、また他の一部は生命保険事業の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。
- ご契約後一定期間中、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ります。**
ご契約後一定期間を経過すると、解約返戻金額は一時払保険料相当額に達し、一生涯増え続けます。
- 解約すると保障はなくなります。

契約者貸付について

- お取扱いはありません。

死亡保険金額や解約返戻金額の推移については
「設計書」の**〔死亡保険金額・解約返戻金額の推移〕**を必ずご確認ください。

7 配当金・満期保険金はありません。

- この保険は無配当保険であるため、ご契約者への配当金のお支払いはありません。また、満期保険金もありません。

8 法令などの改正に伴うお支払理由の変更については以下のとおりです。

- メディケア生命は、医科診療報酬点数表の改正により手術料の算定対象として定められている手術の種類が変更される場合など、主契約および特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、がん入院時手術給付金、がん骨髄移植給付金、がん放射線治療給付金、がん先進医療給付金、がん先進医療一時給付金のお支払理由を変更することがあります。

9 代理請求制度については以下のとおりです。

- 被保険者が給付金をご請求できないメディケア生命所定の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定された指定代理請求人が、給付金をご請求することができます。

10 生命保険募集人については以下のとおりです。

- メディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む)は、お客さまとメディケア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。

給付金などのお支払いについて、詳しくは「ご契約のしおり」「約款」をご確認ください。

<メディケア生命の健康・医療に関する無料サービス>



24時間電話健康相談
サービス



セカンドオピニオン
サービス

提供:ティーベック株式会社

- このサービスは、2016年2月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止する場合があります。
- 詳しくはメディケア生命ホームページ(<http://www.medicarelife.com/>)をご覧くださいか、またはメディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む)にお問い合わせください。

注意喚起情報

特にご注意いただきたい事項 (注意喚起情報)

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

特に給付金・死亡保険金をお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分については必ずご確認ください。また、現在ご加入中の生命保険契約の解約を前提としてこの保険のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることを記載していますので、必ずご確認ください。

この「注意喚起情報」のほか、「契約概要」、「ご契約のしおり」、「約款」についてもご確認ください。

なお、主な保険用語のご説明については「ご契約のしおり」をご参照ください。

1 健康状態・職業などについてありのままをお知らせください。(告知義務)

詳しくは「ご契約のしおり」の「健康状態・職業などの告知について」をご参照ください。

告知義務について

- ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知していただく義務があります。
- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件にご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、現在の職業などメディケア生命がおたずねすることについて、ありのままを正しくお知らせ(告知)ください。**

生命保険募集人への告知について

- メディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む。以下同じ)は告知を受領する権限がありません。したがって、生命保険募集人に口頭でお知らせいただいただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

告知義務違反について

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、**ご契約を解除することがあります。**
- ご契約を解除した場合には、たとえ給付金・死亡保険金をお支払いする理由が発生していても、これを**お支払いすることはできません。**
また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも詐欺による取消しを理由として、**給付金・死亡保険金をお支払いできないことがあります。**

2 傷病歴などがある場合のお引受けについて

お引受けについて

- ご契約のお引受けについては、告知の内容などの結果から無条件でご契約をお引き受けさせていただくことや、ご契約をお断りすることもあります。

3 ご契約の保障が開始される時期について

- お申し込みいただいたご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、一時払保険料相当額のお払込みが完了した時または告知が行われた時^{※1}のいずれか遅い時から保険契約上の死亡保障が開始(責任開始)されます。
- がんに対する各種給付金^{※2}については、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から保障が開始されます。

※1 電磁的方法によるときは、告知に関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

※2 がん入院給付金、がん入院時手術給付金、がん骨髄移植給付金、がん放射線治療給付金、がん先進医療給付金、がん先進医療一時給付金

保障の開始について

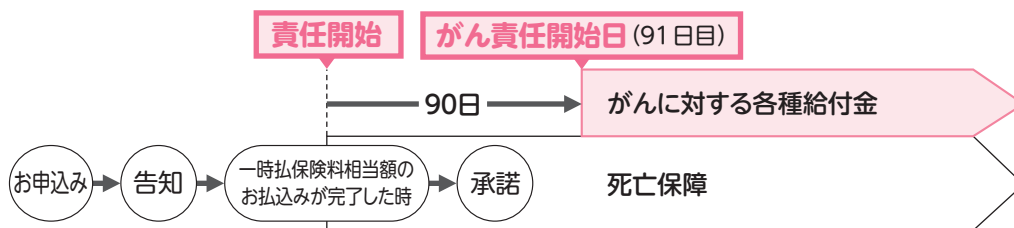
- 生命保険募集人は、お客さまとメディケア生命の保険契約の締結を媒介する者で、保険契約の締結に関する代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後にご契約内容などを変更される場合にも、メディケア生命の承諾が必要になることがあります。

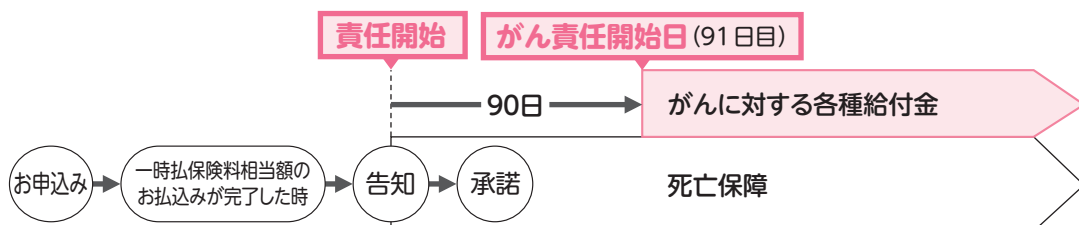
*保険契約締結の「媒介」と「代理」については「ご契約のしおり」の「生命保険募集人について」をご参照ください。

保障開始の例

お払込み前に告知された場合



お払込み後に告知された場合

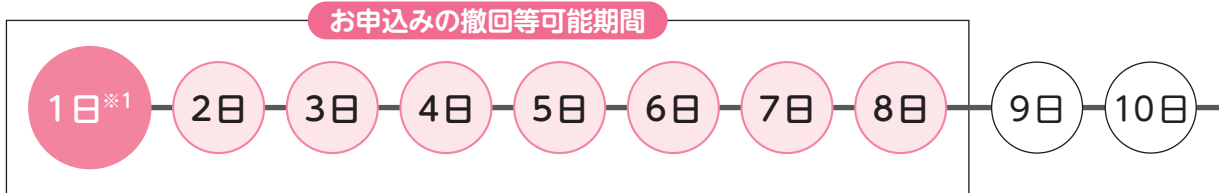


<一時払保険料相当額のお払込みが完了した時とは>

一時払保険料相当額が金融機関などのメディケア生命の指定する口座への送金により払い込まれた場合は、口座に着金した日となります。

4 申込日または注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、お申込みの撤回等を行うことができます。 (クーリング・オフ制度の適用対象商品です。)

お申込みの撤回等ができる期間



※1 申込日または注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日

撤回方法について

●申込者またはご契約者(以下、「申込者等」といいます。)は、保険契約の申込日^{※2}または注意喚起情報の交付日^{※3}のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「お申込みの撤回等」といいます。)を行うことができます。

お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便によりメディケア生命あて送付してください。

この場合、書面には以下の事項をご記入ください。

- ①申込者等の氏名
- ②被保険者の氏名
- ③申込者等の生年月日
- ④申込者等の住所
- ⑤申込者等の電話番号
- ⑥保険商品名
- ⑦募集代理店名
(保険ショップ・銀行などの募集代理店を通じてお申し込みされた場合のみ)
- ⑧クーリング・オフの理由
- ⑨お申込みの撤回等をする旨
- ⑩申込者等ご本人さまによるご署名

お申込みの撤回等があった場合は、すでにお払い込みいただいた金額を返還いたします。

※2 電磁的方法による場合は、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命に発信された日とします。

※3 郵送によりお受取りになった場合は、「注意喚起情報の交付日」を「注意喚起情報の配達日」と読み替えるものとします。

<記入例> *書式は自由です。


メディケア生命保険株式会社 御中
 申込者 目出 太郎
 被保険者 目出 太郎
 生年月日 昭和●年●月●日
 住所 〒135-0033
 東京都江東区深川○-○-○
 電話番号 03-○○○○-○○○○
 保険商品名 一時払がん医療終身保険
 募集代理店名 ○○代理店

■クーリング・オフの理由

私は上記の申込みを撤回します。
 平成○年○月○日
 目出 太郎

差し支えなければ、クーリング・オフの理由を記入してください。

- (例)・商品内容を再検討したため。
 ・家族からの反対があったため。
 ・他社の保険に加入するため。
 ・資金が必要となったため。

ご連絡先	〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12 メディケア生命保険株式会社 事務管理部 お申込みの撤回等と行き違いに保険証券が到着した場合は、メディケア生命コールセンターにご連絡ください。 メディケア生命コールセンター  0120-877809
	受付時間 月～金: 午前9時～午後7時 (祝日・年末年始を除く) 土・日: 午前9時～午後5時

5 給付金・死亡保険金のお支払理由が発生しても、お支払いできない場合があります。

詳しくは「ご契約のしおり」の「給付金・死亡保険金をお支払いできない場合について」をご参照ください。

給付金・死亡保険金をお支払いできない場合の例

- **がん責任開始日前に診断確定された「がん」を原因とする場合(死亡保険金を除く)**
がん責任開始日前にがんと診断確定されていたときは、以後、この保険のがんに対する保障はなくなります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、主契約または特約が告知義務違反により解除となった場合または詐欺により取消しとなった場合(ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に因果関係が認められない場合には、給付金・死亡保険金をお支払いします。)
- 給付金・死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- 保険契約の締結について詐欺によりご契約が取り消された場合や給付金・死亡保険金の不法取得目的があつてご契約が無効となった場合(なお、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。)
- 給付金・死亡保険金の免責事由に該当した場合(例:責任開始日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、ご契約者または被保険者などの故意または重大な過失によるときなど)

6 ご契約後一定期間中に解約された場合、解約返戻金額が一時払保険料相当額を下回ります。

解約返戻金について

- お払い込みいただいた保険料は、預金と異なり、一部は給付金・死亡保険金のお支払いや生命保険事業の運営に必要な経費に充てられますので、ご契約後一定期間中に解約された場合、解約返戻金額が一時払保険料相当額を下回ります。
- 主契約および特約の解約返戻金額は、ご契約年齢・性別・経過年月数・ご契約内容などによって異なります。
- 保険料を借入金で調達した場合、解約返戻金額などが借入元利金額を下回り、借入元利金の返済が困難になることがあります。
したがって、保険料の借入を前提としたお申込みはお断りさせていただきます。

生命保険会社が経営破綻した場合などには、 7 保険金額、年金額、給付金額などが 削減されることがあります。

詳しくは「ご契約のしおり」の「生命保険契約者保護機構について」をご参照ください。

削減される場合について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが**削減されることがあります**。
- メディケア生命は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。
「生命保険契約者保護機構」の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約条件が変更される可能性があり、お受取りになる保険金額、年金額、給付金額などが**削減されることがあります**。

生命保険 契約者 保護機構	TEL 03-3286-2820 受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く):午前9時～正午、午後1時～午後5時 ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/
---------------------	---

現在ご加入のご契約を解約・減額することを前提に、 8 新たな保険契約のお申込みを検討されている方は、 ご契約者にとって不利益となる点をご確認ください。

詳しくは「ご契約のしおり」の「健康状態・職業などの告知について」「その他の諸手続きについて」をご参照ください。

不利益となる点について

- 現在ご加入の保険によって異なりますが、多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによっては**お断りすることがあります**。
- 一般のご契約と同様に告知義務があるため、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知がされなかったために新たなご契約が**解除または取消しとなることもあります**。
- 新たなご契約と現在のご契約の予定利率などは異なることがあります。なお、予定利率の低下などにより、死亡保険金額が小さくなる場合があります。
- 現在のご契約内容のご確認や、新たなご契約のお申込みにあたってのご判断は、お客さまご自身で行ってください。

*予定利率については、「ご契約のしおり」の「主な保険用語のご説明」をご参照ください。

9 メディケア生命の組織形態について

メディケア生命の組織形態について

- 保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、メディケア生命は「株式会社」です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

10 ご請求手続きに際しては、給付金・死亡保険金を もれなくご請求いただくために、複数の給付金などの お支払理由に該当しないかご確認ください。

詳しくは「ご契約のしおり」の「給付金・死亡保険金のご請求手続きについて」「給付金・死亡保険金をもれなくご請求いただくための確認について」をご参照ください。

ご請求されるときには

- お客さまからのご請求に応じて、給付金・死亡保険金をお支払いしますので、お支払理由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにメディケア生命コールセンターまでご連絡ください。
- 給付金・死亡保険金のお支払理由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、**複数の給付金などのお支払理由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには、メディケア生命コールセンターまでご連絡ください。**
お支払理由に該当していると思われる場合は、被保険者の手術や療養の内容などをご確認のうえメディケア生命コールセンターにお問い合わせください。



ご注意

- 被保険者が複数のご契約に加入されている場合がありますので、それぞれのご契約についてご確認ください。
- メディケア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所などの連絡先を変更された場合は必ずご連絡ください。

11 被保険者が給付金をご請求できない場合、 被保険者に代わって、ご契約者があらかじめ指定された 指定代理請求人が、給付金をご請求することができます。

詳しくは「ご契約のしおり」の「代理請求制度について」をご参照ください。

指定代理請求人の条件について

- 指定代理請求人は給付金の請求時において、次のいずれかの範囲内であることが必要です。
 - ・被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、兄弟姉妹、甥姪
 - ・被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 など

円滑なご請求のために

- 給付金の円滑なご請求のためにも、ご契約者から指定代理請求人に、事前にご契約内容などについてご説明ください。

12 この商品は預金ではありません。

この商品について

- この商品はメディケア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金と異なります。
したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません。(預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象となりません。)

13 その他お申込みにあたって ご確認ください事項について

ご記入について

- 申込書・告知書は、必ずご契約者および被保険者ご自身でご記入ください。
 - ご記入後は、内容を十分お確かめのうえ、ご自身で署名してください。
- *電磁的方法によるときは、申込画面・告知画面にご自身でご入力ください。

領収証について

- 一時払保険料相当額をお払い込みいただく際に、領収証は発行いたしません。
- 振込控などはご契約成立後にメディケア生命から送付する保険証券が到着するまで大切に保管してください。

14 お申込内容などの確認に お伺いすることがあります。

確認について

- メディケア生命の確認担当社員またはメディケア生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後、または給付金・死亡保険金のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。
- ご契約の際(お申込み時など)に、運転免許証やパスポートなどで、ご本人であることを確認させていただきます。

15 生命保険契約に関するさまざまなご相談・照会・苦情については、メディケア生命コールセンターおよび一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」でお受けしております。

- メディケア生命の生命保険契約に関してご相談や苦情等がございましたら、以下のメディケア生命コールセンターまでご連絡ください。

メディケア生命コールセンター

 **0120-877809**

受付時間 月～金：午前9時～午後7時

土・日：午前9時～午後5時

(祝日・年末年始を除く)

生命保険相談所について

- 「一般社団法人生命保険協会」は、保険業法に基づき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」の指定を受けた紛争解決(ADR)機関です。メディケア生命は、生命保険協会との間で紛争解決など業務に関する生命保険会社の義務などを定めた契約を締結しております。
 - ・一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
 - ・なお、生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。
- ご利用にあたっては所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、下記の協会ホームページをご覧ください。
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

ご契約のしおり	1	ページ
主な保険用語のご説明	2	ページ
1 保険の特徴と仕組み		
1 メディフィットがんバリューについて	4	ページ
2 仕組み図	4	ページ
3 一時払がん医療終身保険(主契約)について	5	ページ
4 特約について	9	ページ
2 お申込み時の諸手続きについて		
1 健康状態・職業などの告知について	11	ページ
2 クーリング・オフ制度について	13	ページ
3 責任開始期について	14	ページ
3 給付金・死亡保険金のお支払い、その他の諸手続きについて		
1 給付金・死亡保険金のご請求手続きについて	15	ページ
2 給付金・死亡保険金を もれなくご請求いただくための確認について	17	ページ
3 給付金・死亡保険金をお支払いできない場合について	18	ページ
4 給付金・死亡保険金をお支払いする場合または お支払いできない場合の具体的事例について	21	ページ
5 代理請求制度について	25	ページ
6 被保険者死亡後の給付金のご請求について	26	ページ
7 その他の諸手続きについて	27	ページ

4 ご契約にあたってのお知らせ

- | | | | |
|---|-----------------------------|----|-----|
| 1 | メディケア生命の組織形態について | 31 | ページ |
| 2 | 生命保険募集人について | 31 | ページ |
| 3 | ご契約に際して | 32 | ページ |
| 4 | 解約・減額の不利益となる点について | 33 | ページ |
| 5 | その他お申込みにあたってご確認いただきたい事項について | 33 | ページ |
| 6 | 個人情報保護に関する基本方針について | 34 | ページ |
| 7 | 「支払査定時照会制度」について | 37 | ページ |
| 8 | 生命保険契約者保護機構について | 38 | ページ |

約款

- | | | | |
|----|-------------------|----|-----|
| | | 1 | ページ |
| 1. | 一時払がん医療終身保険普通保険約款 | 3 | ページ |
| 2. | 一時払がん先進医療終身特約 | 23 | ページ |

巻末

手続きの際の提出書類一覧表

目的別 もくじ

「気になる項目」や、「読みたい項目」のページを
探すときに、お使いください。

	このような場合には	このページをご覧ください
ご契約に 関する こと について	1 いつから保障が 開始するのか知りたい。	責任開始期について 14 ページ →
	2 申込みを撤回したい。	クーリング・オフ制度に ついて 13 ページ →
	3 告知義務について知りたい。	健康状態・職業などの 告知について 11 ページ →
	4 保険用語の 意味がわからない。	主な保険用語のご説明 2 ページ →
保険の 内容に ついて	5 保険の特徴や仕組みを 知りたい。	メディフィットがんバリュー について 4 ページ →
	6 主契約の内容を知りたい。	一時払がん医療終身保険 (主契約)について 5 ページ →
	7 特約の内容を知りたい。	一時払がん先進医療 終身特約について 9 ページ →

	このような場合には	このページをご覧ください
給付金・死亡保険金のご請求について	8 給付金・死亡保険金の請求手続きについて知りたい。	給付金・死亡保険金のご請求手続きについて 15 ページ →
	9 給付金・死亡保険金をお支払いするケース、お支払いできないケースについて知りたい。	給付金・死亡保険金をもれなくご請求いただくための確認について 17 ページ →
		給付金・死亡保険金をお支払いできない場合について 18 ページ →
		給付金・死亡保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合の具体的事例について 21 ページ →
	10 給付金の代理請求について知りたい。	代理請求制度について 25 ページ →
ご契約後について	11 保険を解約したい。	解約について 27 ページ →
	12 保険料や給付金・死亡保険にかかわる税金について知りたい。	生命保険と税金について 29 ページ →

ご契約のしおり

- 約款の重要な事項(生命保険契約へのお申込みに際して、特にご注意ください事項など)およびご契約のお取扱いについて大切な事項をわかりやすくまとめたものです。詳細は約款を必ずご覧ください。
- 本文中の「当社」はメディケア生命を指します。

備考欄

本文中の用語などについて参照いただきたいページなどを記載しています。

章項目の
番号と
タイトル

2 お申込み時の諸手続きについて

1 健康状態・職業などの告知について

告知について

- ご加入にあたっては、告知事項などでお知らせすることについて、事実をありのままに正しくお知らせ(告知)ください。

告知義務について

- ご契約にあたっては、過去の健康状態、現在の職業などメディケア生命が告知書などでお伝えすることについて、事実をありのままに正しくお知らせ(告知)ください。
- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保険しあう制度です。
- 初めから健康状態がよくない方や職業の重い職業に従事されている方などが無条件にご契約されず、保険料負担の公平性が保たれます。

告知義務免除について

- 告知をお受けできる種類(告知受保種)は生命保険会社にあります。生命保険募集人へは告知を依頼する権利はありません。
- 生命保険募集人に口頭でお知らせいただいただけで告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

告知の方法

- 所定の告知書に被保険者ご自身でありのままをご記入ください。★

告知内容などの確認

- メディケア生命またはメディケア生命で委託した担当者が、ご契約のお申込みの期やご契約成立後、お申込み内容や告知内容について確認させていただきます場合があります。
- また、給付金・死亡保険金のご請求に際しても確認させていただきます場合があります。この場合、給付金・死亡保険金のお支払いの可否については、確認後に決定させていただきます。★

この欄では、**★**マークが持っている項目について説明します。

★ 電気的方法によるものは、告知義務の対象外です。

★ メディケア生命の業務代理店を含みます。

★ 給付金・死亡保険金のお支払い確認の請求手続きについて詳しくご参照ください。

13 ページ

告知義務違反について

告知義務違反による解除以外で給付金・死亡保険金をお支払いできない明

- 例えば、「現在の治療水準では治癒が困難または死亡する危険性が極めて高い疾患の重症・重症などについて告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、告知期を理由として、給付金・死亡保険金をお支払いできないことがあります。
- この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取消しすることがあります。また、すでにお払い済みいただいた保険料はお返ししません。

告知義務違反による解除以外で給付金・死亡保険金をお支払いできない明

- 現在の告知義務違反を前提とした新たなご契約をご締結の場合、一部の契約の引継ぎにご適用が及びます。
- 現在の告知義務違反を前提とした新たなご契約の場合について「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反によりご契約を解除することがあります。
- また、新たなご契約の開始に際しての詐欺行為を理由として、ご契約を取消しすることがあります。
- よって、告知が必要な欄等がある場合は、新たなご契約のお引継ぎができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除または取消しとなることもありますので、ご注意ください。

ご注意点
給付金がお支払いの対象外となる場合など、本文中で特にご注意ください点です。

ツメ
現在ご覧いただいている章をご確認いただけます。

「★」のマークがある場合 → この欄の「対応する番号」を確認し、説明をお読みください。

1

主な保険用語のご説明

い いちじばらいほけんりょう 一時払保険料 そうとうがく 相当額	この保険のお申込みのときにお払い込みいただくお金のことをいい、ご契約が成立した場合には、一時払保険料に充当されます。
か かいはくへんれいきん 解約返戻金	ご契約を解約された場合などにご契約者に払い戻されるお金のことをいい、保険料積立金と同額になります。
がん せきにんかいしび がん責任開始日	がん入院給付金などのがんによる保障が開始される日のことをいい、責任開始日からその日を含めて91日目のことをいいます。
がん しんだんかくてい がんの診断確定	がんの診断確定は、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されることをいいます。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。 *病理組織学的所見(生検)とは、病変部位の組織を採取し、顕微鏡などで行う検査のことをいいます。
がん にゅういんきゅうふにちがく がん入院給付日額	がん入院給付金などのお支払金額の計算に用いる金額のことをいい、基本保険金額にがん入院給付日額の型に応じた係数を乗じて計算します。
がん にゅういんきゅうふにちがく がん入院給付日額 かた の型	保険契約締結の際に、ご契約者が会社の取扱範囲内で選択されたがん入院給付日額の型のことをいいます。
き きほんほけんきんがく 基本保険金額	死亡保険金のお支払金額の計算に際して保証される金額で、一時払保険料と同額となります。ただし、ご契約締結後にその金額が減額されたときは、減額後の金額とします。 一時払がん先進医療終身特約の基本保険金額は30万円となり、減額は取り扱いません。
きゅうふきん 給付金	がんにより入院されたとき、がんを直接の原因とする先進医療による療養を受けられたときなどにお支払いするお金のことをいいます。
け けいはくおうとうび 契約応当日	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に相当する日のことをいいます。
けいはくしゃ 契約者	保険会社と保険契約を結ぶ人のことをいいます。 契約上のいろいろな権利(契約内容変更などの請求権)と義務(保険料支払義務)があります。
けいはくねんれい 契約年齢	契約日における被保険者の年齢のことをいいます。 この年齢(契約年齢)は満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。(60歳7か月の被保険者の契約年齢は60歳となります。)この冊子で使用している年齢は、特にお断りのない限り上記の契約年齢に毎年の契約応当日に1歳ずつ加えて計算したものです。
けいはくび 契約日	契約年齢・保険料などの計算の基準となる日のことをいい、責任開始日と同じ日になります。
こ こくちぎむ 告知義務と こくちぎむいはん 告知義務違反	ご契約者または被保険者には、ご契約のお申込みをされるときに、メディケア生命がおたずねすることがらについて、正しくお知らせ(告知)いただく必要があります。これを「告知義務」といいます。 おたずねしたことがらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、メディケア生命は「告知義務違反」として、ご契約を解除することがあります。
こくちしょ 告知書	ご契約のお申込みの際に、過去の傷病歴・現在の健康状態・職業などについて記入していただく書面のことをいいます。

し し いていだいり せいきゆうにん 指定代理請求人	被保険者が受取人となる給付金を、受取人が請求できないメディケア生命所定の事情があるときに備え、給付金の受取人の代理人として、ご契約者があらかじめ指定された人のことをいいます。
し ほうり りゆう 支払理由	給付金・死亡保険金が支払われる場合のことをいいます。
し ぼう ほけんきん 死亡保険金	被保険者が死亡されたときにお支払いするお金のことをいいます。
し ぼう ほけんきんうけとりにん 死亡保険金受取人	被保険者が死亡されたときに、死亡保険金を受け取る人のことをいいます。
しゆけいやく 主契約	普通保険約款に記載されているご契約内容のことをいいます。
せ せきにかいし き び 責任開始期(日)	ご契約の死亡保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
て でん じ てきほうほう 電磁的方法	電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(例えば、インターネットを利用する方法)のことをいいます。
と とくやく 特約	保障内容を更に充実させることなどを目的として、主契約に付加するご契約内容をいいます。
は はんしゃかいてきせいりよく 反社会的勢力	暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力のことをいいます。
ひ ひ がえ にゅういん 日帰り入院	入院日と退院日が同一の日である入院のことをいいます。日帰り入院は、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。
ひ ほけんしゃ 被保険者	生命保険の保障の対象となる人のことをいいます。
ほ ほ けんしやうけん 保険証券	基本保険金額などのご契約内容を具体的に記載したものをいいます。
ほ けんりよう 保険料	ご契約者にお払い込みいただくお金のことをいいます。
ほ けんりようつみたてきん 保険料積立金 (責任準備金)	将来の保険金などをお支払いするために、保険料の中から積み立てておくものをいい、保険契約の経過年月数により計算します。
め めんせきじゆう 免責事由	メディケア生命は、ご契約成立後、被保険者の死亡などのお支払理由に対して保険金などをお支払いする義務がありますが、例外としてその義務を免れる特定の事由のことをいいます。
や やっかん 約款	ご契約者とメディケア生命とのご契約内容を記載したものをいいます。
よ よ ていりりつ 予定利率	保険料積立金を計算するにあたり、将来の資産運用により得られる利益を予定しており、この利率を予定利率といいます。 なお、保険料積立金は、予定利率の他に予定死亡率、予定事業費率などを用いて計算しており、単に保険料に予定利率を付利して積み立てられるものではありません。

1 保険の特徴と仕組み

1 メディフィットがんバリューについて

*この保険のご説明にあたっては「メディフィットがんバリュー」の販売名称を使用していますが、約款上の名称は「一時払がん医療終身保険」です。

特徴

- 被保険者が死亡された場合の保障を一生確保します。
保険料は一時払いで、保障は一生継続します。
- お客さまの大切な資産を着実に守ります。
ご契約後一定期間を経過すると、解約返戻金額は一時払保険料相当額に達し、一生増え続けます。
*ご契約後一定期間中、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ります。
- がん★による入院やがん入院中の手術などを一生にわたり保障します。

日帰り入院★ (入院日数が1日の入院)も保障	がんによる入院は 支払日数無制限で保障
---------------------------	------------------------
- 一時払がん先進医療終身特約を付加することにより、がんに対する先進医療の保障をさらに充実させることもできます。
*この保険は無配当保険ですので、ご契約者への配当金のお支払いはありません。また、満期保険金もありません。

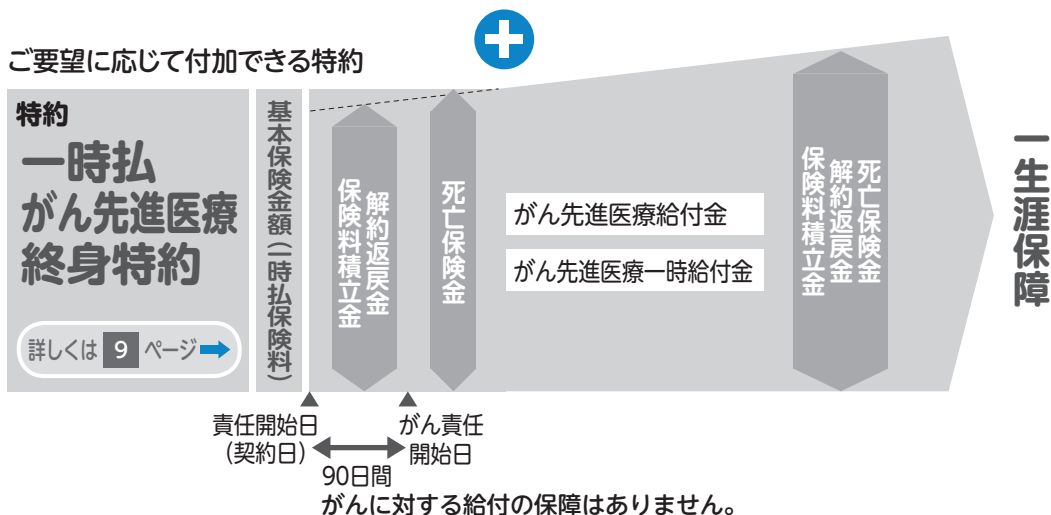
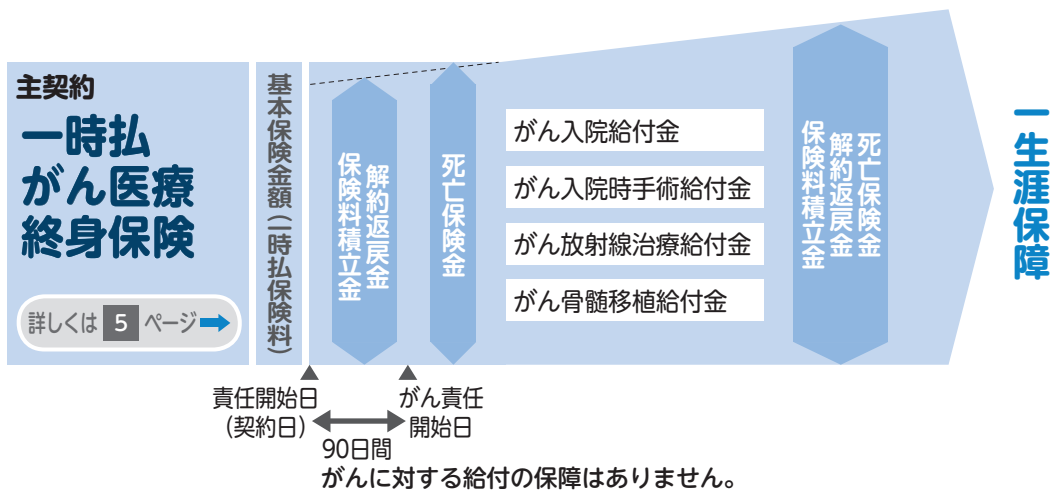
★
がん／一時払がん医療終身保険普通保険約款別表1をご参照ください。

20 ページ →

★
日帰り入院／主な保険用語のご説明をご参照ください。

3 ページ →

2 仕組み図



3 一時払がん医療終身保険(主契約)について

主契約における各給付の共通事項について

- 主契約の保険期間は終身です。
- メディケア生命は、この保険の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、給付金のお支払理由を変更することがあります。
(例)帝王切開術による分娩が公的医療保険制度における保険給付の対象外となる場合
- がん入院給付金、がん入院時手術給付金、がん骨髄移植給付金またはがん放射線治療給付金については、次の2つの要件を満たす場合にお支払いの対象となります。
 - ・がん責任開始日前にがんと診断確定★されたことがないこと
 - ・がん責任開始日以後の保険期間中に、がんと診断確定され、かつ、所定のお支払理由に該当されること

<がん責任開始日とは>

- がん責任開始日とは、責任開始日からその日を含めて91日目になります。



ご注意

- がん入院給付金、がん入院時手術給付金、がん骨髄移植給付金またはがん放射線治療給付金のうち、同一の種類^{ぶんべん}の給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、同一の種類^{ぶんべん}の給付金を重複してお支払いしません。
- がん責任開始日前にがんと診断確定されていた場合は、給付金をお支払いしません。この場合、以後のがんに対する給付の保障はありません。

この欄では、参照マーク★が付いている用語についてご説明します。



がんの診断確定／主な保険用語のご説明をご参照ください。

2 ページ

がん入院給付について☆

お支払いする給付金	お支払理由☆	お支払金額	お支払限度	受取人
がん入院給付金	がん☆により1日以上入院☆されたとき	がん入院給付日額×がん責任開始日以後の入院日数	1回の入院および通算ともに限度なし	被保険者

- 1日以上入院には、日帰り入院☆を含みます。
- お支払金額の計算に用いる入院日数には、がんと診断確定された日以前の入院日数を含みます。

<がん入院給付日額の計算について>

- がん入院給付日額は、基本保険金額にがん入院給付日額の型に応じた係数を乗じて計算します。

がん入院給付日額の型	係数
10/1万 型	0.0010

事例 基本保険金額:500万円 がん入院給付日額の型:10/1万 型

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{(基本保険金額)} \\ 500\text{万円} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{(がん入院給付日額の型に応じた係数)} \\ 0.0010 \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{(がん入院給付日額)} \\ 5,000\text{円} \end{array}}$$

*基本保険金額が減額された場合、がん入院給付日額は、減額後の基本保険金額にがん入院給付日額の型に応じた係数を乗じて計算した金額となります。

1

「主契約における各給付の共通事項について」も併せてご参照ください。

5 ページ →

2

がん入院給付金をお支払いできない場合／「給付金・死亡保険金をお支払いできない場合について」をご参照ください。

18 ページ →

3

がん／一時払がん医療終身保険普通保険約款別表1をご参照ください。

20 ページ →

4

入院／一時払がん医療終身保険普通保険約款第1条をご参照ください。

5 ページ →

5

日帰り入院／主な保険用語のご説明をご参照ください。

3 ページ →

がん入院時手術給付金について★

お支払いする給付金	お支払理由★	お支払金額	お支払限度	受取人
がん入院時手術給付金	傷害または疾病により、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表★において手術料の算定対象となる手術を、がん★による入院中に受けられたとき	がん入院給付日額★×10倍	通算限度なし	被保険者

- がんの治療を目的としない手術であっても、がんによる入院中に受けられた手術であれば、がん入院時手術給付金をお支払いします。
- お支払理由の手術には、歯科診療報酬点数表★によって手術料の算定対象となる治療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象となる治療行為を含みます。
- 異常分娩による手術は、公的医療保険制度の給付対象となる手術に限り、がん入院時手術給付金のお支払いの対象となる疾病による手術に含まれます。
- がん入院時手術給付金のお支払いの対象となる手術は、当該手術を受けられた時点の医科診療報酬点数表が適用されますので、ご加入後に医科診療報酬点数表において新たに手術料の算定対象となった手術もお支払いの対象となります。
- 手術後に休憩室・回復室・診察ベッドなどで安静にされていた場合でも、入院基本料のお支払いがない場合は入院中に受けられた手術となりません。
- がん入院時手術給付金のお支払いにあたって、同一の日に2つ以上の手術を受けられたときでも、がん入院時手術給付金を重複してお支払いしません。
- 1つの手術を2日以上にわたって受けられたときは、その手術の開始日をその手術を受けられた日とみなします。
- 医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定対象となる手術についてはその手術の開始日にのみ手術を受けられたものとみなします。
(例)補助人工心臓 など
*記載の内容は2016年2月現在の制度によります。今後、制度の変更に伴い記載の内容が変わることがあります。
- 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されることとされている区分番号にあてはまる手術について、同一の区分番号にあてはまる手術を複数回受けられた場合は、施行の原因や部位を問わず、60日に1回のお支払いを限度とします。
(例)体外衝撃波胆石破碎術、体外衝撃波腎・尿管結石破碎術 など
*記載の内容は2016年2月現在の制度によります。今後、制度の変更に伴い記載の内容が変わることがあります。



ご注意

- 美容整形上の手術、疾病によらない不妊手術、健康診断・人間ドックにおける検査のための手術などは、がん入院時手術給付金のお支払理由に定める治療を目的とする手術には該当せず、がん入院時手術給付金のお支払いの対象となりません。
- お支払いの対象外となる手術は次のとおりです。

お支払いの対象外となる手術	解説
骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術	切開などを行わずに、骨折によるズレや脱臼を正常な状態に治したり、動きが悪くなった関節に力を加えて動かせるようにする治療です。(ボルトやネジ、針金などを体内に挿入して固定、牽引するものはお支払いの対象となります。)

- がんによる入院を伴わない手術の場合は、がん入院時手術給付金をお支払いしません。

この欄では、参照マーク★が付いている用語についてご説明します。



「主契約における各給付の共通事項について」も併せてご参照ください。

5 ページ →



がん入院時手術給付金をお支払いできない場合／「給付金・死亡保険金をお支払いできない場合について」をご参照ください。

18 ページ →



医科診療報酬点数表／一時払がん医療終身保険普通保険約款第1条をご参照ください。

5 ページ →



がん／一時払がん医療終身保険普通保険約款別表1をご参照ください。

20 ページ →



がん入院給付日額／主な保険用語のご説明をご参照ください。

2 ページ →



歯科診療報酬点数表／一時払がん医療終身保険普通保険約款第1条をご参照ください。

5 ページ →

がん骨髄移植給付およびがん放射線治療給付について☆

お支払いする給付金	お支払理由☆	お支払金額	お支払限度	受取人
がん骨髄移植給付金	がん☆により、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表☆において輸血料の算定対象となる骨髄移植術を受けられたとき	がん入院給付日額☆ ×10倍	通算限度なし	被保険者
がん放射線治療給付金	がんにより、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象となる放射線治療を受けられたとき	がん入院給付日額 ×10倍	通算限度なし (60日に1回)	被保険者

- 外来扱いで受けられた骨髄移植術・放射線治療であっても、がんの治療を目的として骨髄移植術・放射線治療を受けられたときは、がん骨髄移植給付金・がん放射線治療給付金をお支払いします。
- お支払理由の骨髄移植術には、末梢血幹細胞移植^{まっしゅう}、臍帯血幹細胞移植^{さいたい}を含みます。
- お支払理由の放射線治療には、歯科診療報酬点数表☆によって放射線治療料の算定対象となる放射線治療のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象となる放射線治療を含みます。



ご注意

- ドナー（骨髄提供者）の移植骨髄穿刺^{せんし}についてはがん骨髄移植給付金のお支払いの対象となりません。
- がん放射線治療給付金のお支払いは60日に1回を限度としています。がん放射線治療給付金が支払われる直前の放射線治療を受けられた日からその日を含めて60日以内に受けられた放射線治療についてはがん放射線治療給付金のお支払いの対象となりません。
- 血液照射はがん放射線治療給付金のお支払いの対象となりません。血液照射は放射線治療料の算定対象となりますが、被保険者が受ける放射線治療ではなく、輸血血液に対して放射線照射を行うものであるためです。

死亡給付について

お支払いする保険金	お支払理由☆	お支払金額	受取人
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき	次の金額のいずれか大きい金額 ・基本保険金額☆ ・被保険者死亡時の保険料積立金額☆	死亡保険金受取人

解約返戻金について

- この保険ではお払い込みいただく保険料が預金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は毎年のがんに対する給付金などのお支払いに、また他の一部は生命保険事業の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。



ご注意

- **ご契約後一定期間中、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ります。**
- 解約返戻金額の推移については、設計書の「死亡保険金額・解約返戻金額の推移」を必ずご確認ください。



「主契約における各給付の共通事項について」も併せてご参照ください。

5 ページ →



がん骨髄移植給付金およびがん放射線治療給付金をお支払いできない場合／「給付金・死亡保険金をお支払いできない場合について」をご参照ください。

18 ページ →



がん／一時払がん医療終身保険普通保険約款別表1をご参照ください。

20 ページ →



医科診療報酬点数表／一時払がん医療終身保険普通保険約款第1条をご参照ください。

5 ページ →



がん入院給付日額／主な保険用語のご説明をご参照ください。

2 ページ →



歯科診療報酬点数表／一時払がん医療終身保険普通保険約款第1条をご参照ください。

5 ページ →



死亡保険金をお支払いできない場合／「給付金・死亡保険金をお支払いできない場合について」をご参照ください。

18 ページ →



基本保険金額／主な保険用語のご説明をご参照ください。

2 ページ →



保険料積立金／主な保険用語のご説明をご参照ください。

3 ページ →

4 特約について

一時払がん先進医療終身特約について

- がん★を直接の原因とする先進医療による療養を保障します。
- 特約の保険期間は終身です。

お支払いする給付金	お支払理由★	お支払金額	お支払限度	受取人
がん先進医療給付金	がんにより厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられたとき	先進医療にかかわる技術料相当額(自己負担額)	がん先進医療給付金とがん先進医療一時給付金を通算して2,000万円	被保険者
がん先進医療一時給付金		5万円		

- がんに対する給付については、次の2つの要件を満たす場合にお支払いの対象となります。
 - ・がん責任開始日前にがんと診断確定★されたことがないこと
 - ・がん責任開始日以後の保険期間中に、がんと診断確定され、かつ、所定のお支払理由に該当されること

<がん責任開始日とは>

- がん責任開始日とは、この特約の責任開始日からその日を含めて91日目になります。
- がん先進医療給付金・がん先進医療一時給付金のご請求には、給付金請求書・メディケア生命所定の診断書などの他に、先進医療の技術料が記載されている医療機関発行の領収証(写)が必要となりますので、先進医療による療養を受けられた病院などの発行する領収証を大切に保管してください。
- メディケア生命は、医科診療報酬点数表の改正により特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、がん先進医療給付金またはがん先進医療一時給付金のお支払理由を変更することがあります。

先進医療による療養とは

- がん先進医療給付金・がん先進医療一時給付金のお支払いの対象となる「先進医療による療養」とは、厚生労働省告示に基づいて厚生労働大臣が定める先進医療による療養をいいます。
- 先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。
- 先進医療の対象となる医療技術およびその先進医療を実施する病院または診療所についてメディケア生命ホームページ★でも最新の一覧をご確認いただくことができます。ただし、一覧に記載のある医療技術であっても、その治療方法や症例などによっては先進医療に該当しない場合もありますので、療養を受けられる前に主治医にご確認ください。
- 先進医療による療養を受けられる場合、一般的な治療にかかわる費用は公的医療保険制度の給付対象となりますが、先進医療にかかわる費用は給付対象外であり、基本的には自己負担となります。

先進医療にかかわる技術料とは

- 「先進医療にかかわる技術料」とは、受療した先進医療に対する被保険者の自己負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいいます。
- 受療する先進医療や医療機関によっては、先進医療にかかわる費用の一部または全額を医療機関などが負担する場合があります。この場合、医療機関などが負担する部分はがん先進医療給付金のお支払いの対象外となり、被保険者が自己負担された部分のみを「先進医療にかかわる技術料」相当額としてお支払いします。

*記載の内容は2016年2月現在の制度によります。今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

この欄では、参照マーク★が付いている用語についてご説明します。

★
がん／一時払がん先進医療終身特約別表をご参照ください。

34 ページ →

★
がん先進医療給付金およびがん先進医療一時給付金をお支払いできない場合／「給付金・死亡保険金をお支払いできない場合について」をご参照ください。

18 ページ →

★
がんの診断確定／主な保険用語のご説明をご参照ください。

2 ページ →

★
メディケア生命ホームページ／
<http://www.medicarelife.com/>

先進医療給付金の病院あて直接支払いサービスとは

- メディケア生命所定の医療機関で粒子線治療(「重粒子線(炭素イオン線)治療」または「陽子線治療」)を受療される場合、メディケア生命が直接医療機関にお支払いするサービスがあります。このサービスの利用をご希望される場合、所定の要件を満たす必要があるため、必ず、粒子線治療の実施前にメディケア生命にお問い合わせください。なお、このサービスのご利用は任意となりますので、被保険者が先進医療給付金をお受け取りいただく方法も選択可能です。

*記載の内容は2016年2月現在のサービスの内容です。今後、サービスの内容を変更する場合、もしくはサービスを取り扱わない場合があります。



- がん責任開始日前にがん★と診断確定☆されていた場合は、給付金をお支払いしません。この場合、以後のがんに対する給付の保障はありません。
- がん先進医療一時給付金のお支払いは60日に1回を限度としています。がん先進医療一時給付金が支払われる直前の療養を受けられた日からその日を含めて60日以内に受けられた療養についてはお支払いの対象となりません。
- 同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。この場合、その療養の開始日をその療養を受けられた日とみなします。そのため、同一の先進医療を60日を超えて受療されてもがん先進医療一時給付金のお支払いは1回のみとなります。
- ご加入後も、新たに厚生労働大臣の承認を得たことにより、療養を受けられた日現在において、先進医療の対象となっている医療技術は、がん先進医療給付金・がん先進医療一時給付金のお支払いの対象となります。一方、ご加入時点で先進医療の対象であった医療技術であっても、療養を受けられた日現在において、一般の保険診療に導入されている場合(公的医療保険制度の給付対象となっている場合)や、承認取消などの事由によって先進医療ではなくなっている場合は、がん先進医療給付金・がん先進医療一時給付金をお支払いできません。
- 先進医療にかかわる技術料(自己負担額)が「0」である場合、がん先進医療給付金およびがん先進医療一時給付金をお支払いしません。
- 同一の被保険者において、先進医療給付のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。



がん／一時払がん先進医療終身特約別表をご参照ください。

34 ページ →



がんの診断確定／主な保険用語のご説明をご参照ください。

2 ページ →



死亡保険金をお支払いできない場合／「給付金・死亡保険金をお支払いできない場合について」をご参照ください。

18 ページ →



基本保険金額／主な保険用語のご説明をご参照ください。

2 ページ →



保険料積立金／主な保険用語のご説明をご参照ください。

3 ページ →

死亡給付について

お支払いする保険金	お支払理由★	お支払金額	受取人
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき	次の金額のいずれか大きい金額 ・この特約の基本保険金額★(30万円) ・被保険者死亡時のこの特約の保険料積立金額★	主契約の死亡保険金受取人

解約返戻金について

- この特約ではお払い込みいただく保険料が預金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は毎年のがんに対する給付金などのお支払いに、また他の一部は生命保険事業の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。



- ご契約後一定期間中、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ります。
- 解約返戻金額の推移については、設計書の「死亡保険金額・解約返戻金額の推移」を必ずご確認ください。

2 お申込み時の諸手続きについて

1 健康状態・職業などの告知について

告知について

- ご加入にあたっては、告知書★などでおたずねすることについて、事実をありのままに正しくお知らせ(告知)ください。

告知義務について

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、現在の職業などメディケア生命が告知書などでおたずねすることについて、事実をありのままに正しくお知らせ(告知)ください。
- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。
- 初めから健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件にご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。

告知受領権について

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は生命保険会社にあります。生命保険募集人★には告知を受領する権限はありません。
- 生命保険募集人に口頭でお知らせいただいただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

告知の方法

- 所定の告知書に被保険者ご自身でありのままをご記入ください。★

告知内容などのご確認

- メディケア生命またはメディケア生命で委託した担当者が、ご契約のお申込みの際やご契約成立後、お申込内容や告知内容について確認させていただく場合があります。
- また、給付金・死亡保険金のご請求に際しても確認させていただくことがあります。この場合、給付金・死亡保険金のお支払いの可否については、確認後に決定させていただきます。★

この欄では、参照マーク★が付いている用語についてご説明します。

★
電磁的方法によるときは、告知画面とします。

★
メディケア生命の募集代理店を含みます。

★
電磁的方法によるときは、告知画面に被保険者ご自身でありのままをご入力ください。

★
給付金・死亡保険金のお支払い確認／「給付金・死亡保険金のご請求手続きについて」をご参照ください。

告知義務違反について

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、メディケア生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
- 責任開始日から2年を経過していても、給付金・死亡保険金のお支払理由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。

ご契約を解除した場合

- ご契約を解除した場合には、たとえ給付金・死亡保険金をお支払いする理由が発生していても、これをお支払いすることはできません。この場合には、解約返戻金をご契約者にお支払いします。
- ご契約を解除した場合で、すでに給付金・死亡保険金をお支払いしていたときは、その返還を請求します。
- ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に因果関係が認められない場合には、給付金・死亡保険金をお支払いします。

告知にあたって

- 告知にあたり、生命保険募集人★が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、メディケア生命はご契約または特約を解除することはできません。
ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、メディケア生命が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、メディケア生命はご契約または特約を解除することができます。



メディケア生命の募集代理店を含みます。

告知義務違反による解除以外で給付金・死亡保険金をお支払いできない例

- 例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡する危険性が極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、「詐欺による取消し」を理由として、給付金・死亡保険金をお支払いできないことがあります。
- この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取消しとなる場合があります。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。



ご注意

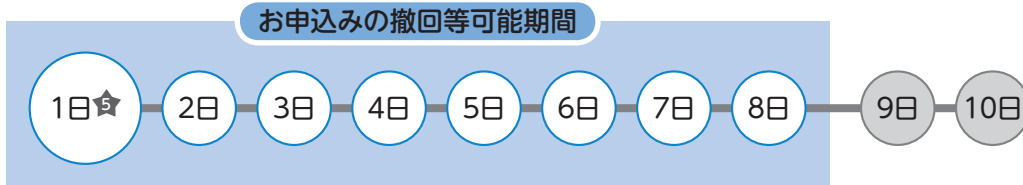
- 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討の場合
・一般の契約と同様に告知義務があります。
「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合についても「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反によりご契約を解除することがあります。
・また、新たなご契約の締結に際しての詐欺行為を理由として、ご契約を取消しとすることがあります。
・よって、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除または取消しとなることもありますので、ご注意ください。

2 クーリング・オフ制度について

- 申込者またはご契約者(以下、「申込者等★」といいます。)は、保険契約の申込日★または注意喚起情報の交付日★のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、**書面により**ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等★」といいます。)をすることができます。

お申込みの撤回等があった場合は、すでにお払い込みいただいた金額を返還いたします。

お申込みの撤回等ができる期間



撤回方法について

- お申込みの撤回等は、**書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます**ので、郵便によりメディケア生命あて送付してください。
- この場合、書面には以下の事項をご記入ください。

- ①申込者等の氏名
- ②被保険者の氏名
- ③申込者等の生年月日
- ④申込者等の住所
- ⑤申込者等の電話番号
- ⑥保険商品名
- ⑦募集代理店名(保険ショップ・銀行などの募集代理店を通じてお申し込みされた場合のみ)
- ⑧クーリング・オフの理由
- ⑨お申込みの撤回等をする旨
- ⑩申込者等ご本人さまによるご署名

<記入例> *書式は自由です。

メディケア生命保険株式会社 御中

申込者 目出 太郎
被保険者 目出 太郎
生年月日 昭和●年●月●日
住所 〒135-0033
東京都江東区深川○-○-○
電話番号 03-○○○○-○○○○
保険商品名 一時払がん医療終身保険
募集代理店名 ○○代理店

■クーリング・オフの理由

私は上記の申込みを撤回します。
平成○年○月○日
目出 太郎

差し支えなければ、クーリング・オフの理由を記入してください。

(例)・商品内容を再検討したため。

・家族からの反対があったため。

・他社の保険に加入するため。

・資金が必要となったため。

この欄では、**参照マーク★**が付いている用語についてご説明します。

★

申込者は、会社が保険契約のお申込みに対する承諾をした場合にご契約者となります。

②

電磁的方法によるときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命に発信された日とします。

③

郵送によりお受取りになった場合は、「注意喚起情報の交付日」を「注意喚起情報の配達日」と読み替えるものとします。

④

保険契約のお申込みに対する承諾前であればお申込みの撤回、承諾以後であればご契約の解除となります。

⑤

申込日または注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日

ご連絡先

〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12

メディケア生命保険株式会社 事務管理部

お申込みの撤回等と行き違いに保険証券が到着した場合は、メディケア生命コールセンターにご連絡ください。

メディケア生命コールセンター

 **0120-877809**

受付時間 月～金: 午前9時～午後7時

土・日: 午前9時～午後5時

(祝日・年末年始を除く)

3 責任開始期について

- お申し込みいただいたご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、一時払保険料相当額のお払込みが完了した時または告知が行われた時★のいずれか遅い時から保険契約上の死亡保障が開始(責任開始)されます。
 - がんに対する各種給付金※については、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から保障が開始されます。
- ※がん入院給付金、がん入院時手術給付金、がん骨髄移植給付金、がん放射線治療給付金、がん先進医療給付金、がん先進医療一時給付金



電磁的方法によるときは、告知に関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

保障の開始について

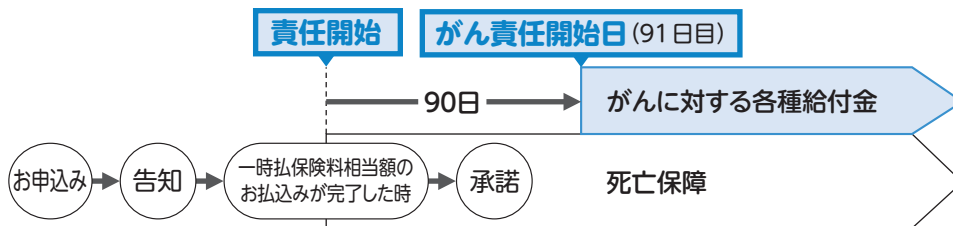
- 生命保険募集人は、お客さまとメディケア生命の保険契約の締結を媒介する者で、保険契約の締結に関する代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。★
また、ご契約の成立後にご契約内容などを変更される場合にも、メディケア生命の承諾が必要になることがあります。



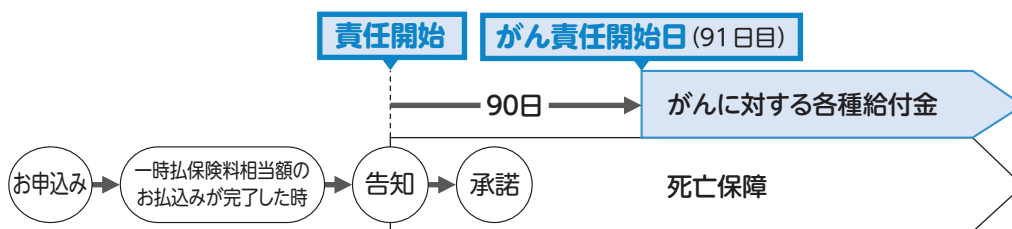
「保険契約締結の『媒介』と『代理』について」も併せてご参照ください。

保障開始の例

お払込み前に告知された場合



お払込み後に告知された場合



<一時払保険料相当額のお払込みが完了した時とは>

一時払保険料相当額が金融機関などのメディケア生命の指定する口座への送金により払い込まれた場合は、口座に着金した日となります。

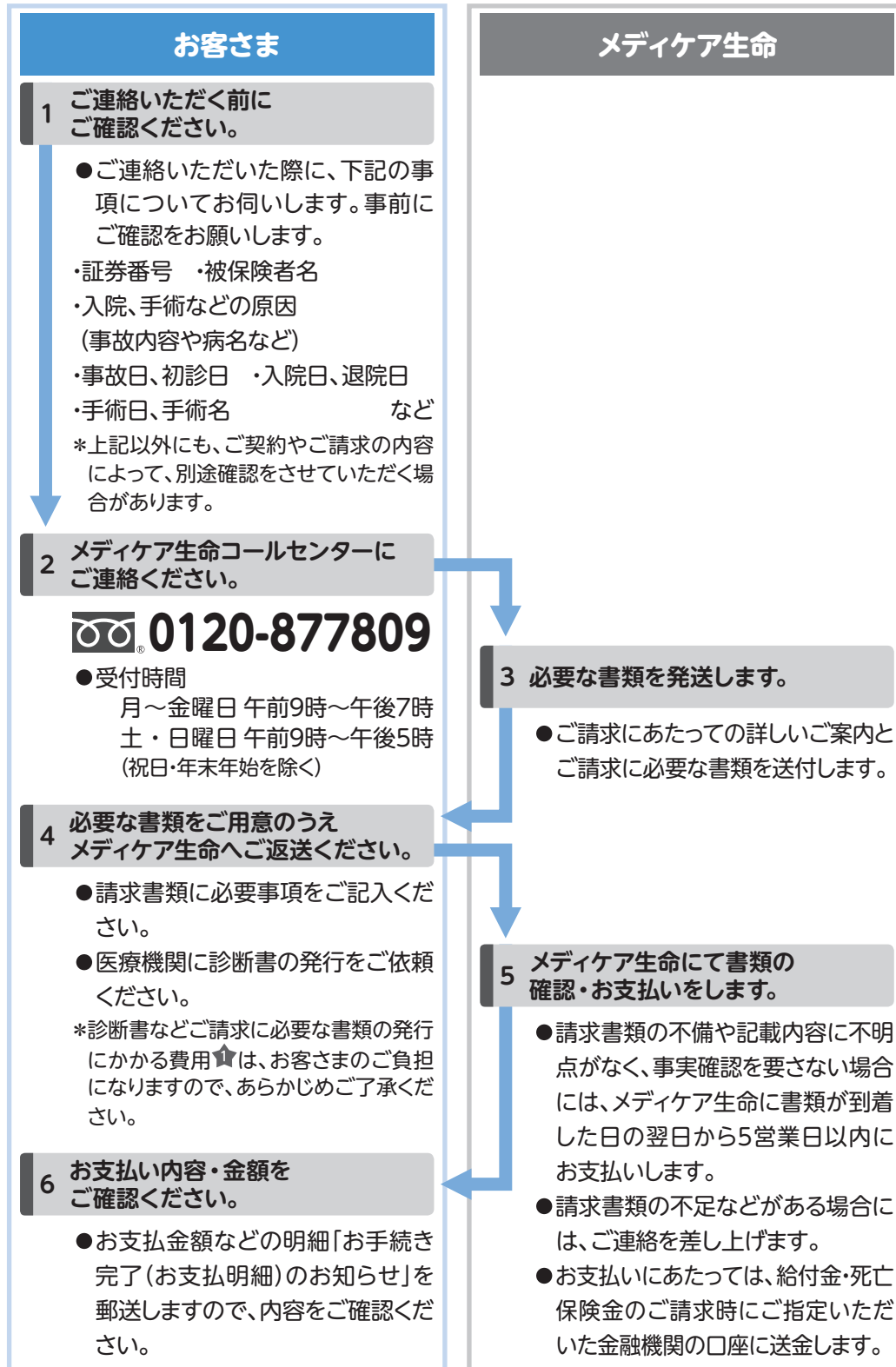
3 給付金・死亡保険金のお支払い、その他の諸手続きについて

この欄では、参照マーク★が付いている用語についてご説明します。

1 給付金・死亡保険金のご請求手続きについて

給付金・死亡保険金のご請求手続きの流れ

●給付金・死亡保険金のご請求について、以下の1～6の流れにそってお支払い手続きを進めてまいります。



★
給付金・死亡保険金を全くお支払いできなかった場合で、メディケア生命所定の要件を満たすときは、診断書原本1通につきメディケア生命所定の金額をお支払いします。なお、メディケア生命で給付金・死亡保険金をお支払いできない旨を決定した日から1か月以内にお支払いします。この内容は2016年2月現在の制度によります。

事実確認について

- 治療の経過・内容、事故の状況などについて、ご提出いただいた書類や診断書に不明な点がある場合は、ご利用の医療機関・捜査機関や受取人、ご家族の方などへ事実確認をさせていただく場合があります。その際は、メディケア生命またはメディケア生命で委託した担当者が訪問などのうえ確認いたしますが、確認先のご都合などによって日数を要する場合もありますので、ご了承ください。(事実確認は迅速に実施しますが、通常、事実の確認には1か月程度を要することを想定しております。)
- 給付金・死亡保険金のお支払期限については下表をご参照ください。

代理請求制度について

- 被保険者が給付金を請求できない事情がある場合、被保険者にかわって指定代理請求人が請求できます。★

給付金・死亡保険金のお支払期限について

- 給付金・死亡保険金のご請求があった場合、請求書類がメディケア生命に到着した日★の翌日からその日を含めて5営業日★以内に給付金・死亡保険金をお支払いします。ただし、給付金・死亡保険金をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は以下のとおりとします。

	給付金・死亡保険金をお支払いするための確認などが必要な場合	お支払期限
1	<ul style="list-style-type: none"> ・給付金・死亡保険金のお支払理由発生の有無の確認が必要な場合 ・給付金・死亡保険金のお支払いの免責事由に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・約款に定める重大事由、不法取得目的または詐欺に該当する可能性がある場合 	請求書類がメディケア生命に到着した日の翌日からその日を含めて45日
2	<ul style="list-style-type: none"> ・上記1の確認を行うために特別の照会や調査が必要な次の場合 ・弁護士法その他の法令に基づく照会手続き ・研究機関などの専門機関による医学または工学などの科学的な特別の調査、分析または鑑定 ・ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人などを被疑者として、捜査、起訴、その他の刑事手続きが開始されたことが報道などから明らかなおける、送致、起訴、判決などの刑事手続きの結果についての警察、検察などの捜査機関または裁判所に対する照会手続き ・日本国外における調査 	請求書類がメディケア生命に到着した日の翌日からその日を含めて180日

*給付金・死亡保険金をお支払いするための上記1、2の確認などに際し、ご契約者・被保険者・死亡保険金受取人などが正当な理由なくその確認などを妨げ、または確認などに応じなかったときは、メディケア生命はこれにより確認などが遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金・死亡保険金をお支払いしません。

★
代理請求制度 / 「代理請求制度について」
をご参照ください。

25 ページ →

★
請求書類がメディケア生命に到着した日とは、完備された請求書類がメディケア生命に到着した日をいいます。

★
営業日とは、土曜日、日曜日、祝日、12月31日から翌年1月3日を除く日をいいます。

2 給付金・死亡保険金をもれなく ご請求いただくための確認について

この欄では、
参照マーク★が
付いている用語に
ついてご説明します。

- 給付金・死亡保険金のお支払いには、お客さまからのご連絡が重要な情報となります。お支払理由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があるとされる場合や、ご不明な点がある場合は、メディケア生命コールセンターまでお問い合わせください。

 **0120-877809**

- 受付時間 月～金曜日 午前9時～午後7時
土・日曜日 午前9時～午後5時
(祝日・年末年始を除く)

メディケア生命で複数のご契約にご加入ではありませんか

- 契約者は異なるが、自分が被保険者になっている契約がある。
- 募集人・代理店が異なるが、複数の契約に加入している。



- 複数のご契約にご加入の場合、それぞれの契約から給付金などをお支払いできる場合があります。メディケア生命でご加入いただいている契約が他にないかご確認ください。

ご請求いただいていない入院・手術などはありませんか

- がんにより厚生労働大臣が定める所定の先進医療による療養を受けた。



- 一時払がん先進医療終身特約を付加されている場合、がん先進医療給付金・がん先進医療一時給付金のお支払いの対象となる可能性があります。

お亡くなりになる前の入院・手術治療などはご請求いただいていますか

- がんによる入院治療中に病院で亡くなった。
- がんによる入院中に手術をした後に亡くなった。



- 給付金をお支払いできる場合がありますので、いま一度ご確認ください。

*最終的には、診断書、約款などをもとにお支払可否を判断させていただきます。

3 給付金・死亡保険金をお支払いできない場合について

●以下のいずれかに該当するときは、給付金・死亡保険金をお支払いできません。

お支払理由に該当しない場合

●給付金は、約款に定めるお支払理由に該当しない場合にはお支払いできません。

給付金の名称	お支払理由などに該当しない例
がん入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・入院先が約款に定める医療機関ではない場合 ・がんの治療を目的としていない場合
がん入院時手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・医科診療報酬点数表★において手術料の算定対象とならない場合★ ・お支払いの対象外となる手術★を受けられた場合
がん骨髄移植給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ドナー（骨髄提供者）の「移植骨髄^{びんし}」 ・がんの治療を目的とする骨髄移植術ではない場合
がん放射線治療給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・がん放射線治療給付金が支払われる直前の放射線治療の日からその日を含めて60日以内に放射線治療を受けられた場合 ・輸血血液に対する「血液照射」 ・がんの治療を目的とする放射線治療ではない場合
がん先進医療給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省告示に基づいて厚生労働大臣が定める先進医療による療養に該当しない場合 ・先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において療養を受けられた場合 ・医療機関などの負担により、先進医療にかかわる技術料（被保険者の自己負担額）が0円の場合 ・がんを直接の原因としない療養を受けられた場合
がん先進医療一時給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省告示に基づいて厚生労働大臣が定める先進医療による療養に該当しない場合 ・先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において療養を受けられた場合 ・医療機関などの負担により、先進医療にかかわる技術料（被保険者の自己負担額）が0円の場合 ・がんを直接の原因としない療養を受けられた場合 ・がん先進医療一時給付金が支払われる直前の療養の日からその日を含めて60日以内に療養を受けられた場合 ・*同一の先進医療を、60日を超えて受療された場合は1回のみお支払いします。（同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。）



医科診療報酬点数表／一時払がん医療終身保険普通保険約款第1条をご参照ください。

5 ページ →



持続的胸腔ドレナージや胃持続的ドレナージなどが該当例です。（2016年2月現在の制度によります。）



お支払いの対象外となる手術／「がん入院時手術給付金について」をご参照ください。

7 ページ ↩

免責事由に該当する場合

- 給付金・死亡保険金は、お支払理由に該当されていても、免責事由に該当されたときはお支払いできません。

給付金などの名称	約款に定める免責事由
がん入院時手術 給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者またはご契約者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の薬物依存 ・被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・戦争その他の変乱、地震、噴火または津波
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺によるとき(ただし、精神障害などによる自殺については、お支払いする場合があります。) ・ご契約者の故意によるとき ・死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その方が死亡保険金受取人の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人にお支払いします。)

- 免責事由に該当されたことにより死亡保険金がお支払いできないときは、保険料積立金をご契約者にお支払いします。ただし、ご契約者の故意によるときはお支払いできません。

がん責任開始日前にがんと診断確定されていた場合

- がん責任開始日前にがんと診断確定されていたときは、がん★に対する各種給付金をお支払いしません。

告知義務違反による解除の場合

- 告知していただいた内容が事実と相違していたため、ご契約が解除された場合、給付金・死亡保険金のお支払理由が発生していてもお支払いはできません。(ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に因果関係が認められない場合には、給付金・死亡保険金をお支払いします。)★
この場合には、解約返戻金をご契約者にお支払いします。

詐欺による取消しや不法取得目的による無効の場合

- ご契約者または被保険者の詐欺により、保険契約の締結が行われた場合には、その保険契約を取り消し、すでに受け取った保険料は払い戻しません。
- ご契約者が給付金・死亡保険金を不法に取得する目的または他人に給付金・死亡保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結が行われたときは、その保険契約を無効とし、すでに受け取った保険料は払い戻しません。

この欄では、
参照マーク★が
付いている用語に
ついてご説明します。

★
がん／一時払がん医療
終身保険普通保険
約款別表1をご参照
ください。

20 ページ →

★
「告知義務違反につ
いて」も併せてご参照
ください。

12 ページ →

重大事由による解除の場合

- 重大事由に該当しご契約が解除された場合、重大事由の発生時以後に生じたお支払理由による給付金・死亡保険金のお支払いはできません。この場合には、解約返戻金をご契約者にお支払いします。

重大事由とは

- 重大事由とは、以下の①～④のことをいいます。
 - ①ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人などがご契約の給付金・死亡保険金を詐取る目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます)をしたとき
 - ②給付金・死亡保険金の請求に関し、その給付金・死亡保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があったとき
 - ③ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人などが暴力団関係者、その他の反社会的勢力★に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係☆を有していると認められるとき
 - ④上記①②③の他、ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人などに対する会社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③と同等の重大な事由があるとき

*上記の事由の発生以後に給付金・死亡保険金のお支払理由が生じたときは、メディケア生命は給付金・死亡保険金のお支払いを行いません。上記③の事由にのみ該当した場合で死亡保険金の受取人が複数の場合、死亡保険金のうち、上記③に該当した一部の受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の受取人にお支払いします。また、すでに給付金・死亡保険金をお支払いしていたときは、その返還を請求します。

★

暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

☆

反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、ご契約者もしくは給付金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

給付金・死亡保険金をお支払いする 4 場合またはお支払いできない場合 の具体的事例について

- がん入院給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合を理解いただくために、代表的な事例を参考として記載しています。
- 記載以外に認められる事実関係などによってもお取扱いに違いが生じることがありますので、詳細については、約款をご確認ください。

事例1 がんの治療を目的とした入院のお取扱い

お支払い
する場合

人間ドックでがん★と診断され、治療のために入院された場合
▶がんの治療を目的とする入院であるため、お支払いします。

お支払い
できない
場合

人間ドックでがんの疑いありと指摘を受け入院され、診断の結果、がんではなかった場合
▶がんの治療を目的とする入院ではないため、お支払いできません。

解説 ●がん入院給付金は、がん責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因とし、そのがんの治療を目的とする入院の場合にお支払いするため、がんの治療を目的としない入院についてはお支払いできません。

事例2 がん責任開始日前のがん診断確定

お支払い
する場合

「がん責任開始日★」前より開始された胃かきようによる入院中に、胃に腫瘍が見つかり、「がん責任開始日」以後にがんと診断確定★された場合
▶がんと診断確定されたのが、「がん責任開始日」以後であるため、お支払いします。

お支払い
できない
場合

胃かきようによる入院中にがん検診を行い、「がん責任開始日」より前に、胃がんと診断確定された場合
▶がんと診断確定されたのが「がん責任開始日」より前であるため、お支払いできません。

解説 ●この保険は「がん責任開始日」以後に診断確定されたがんによる入院についてお支払いするため、「がん責任開始日」前に診断確定されたがんについては、お支払いできません。
入院の開始日が「がん責任開始日」前であったとしても、がんと診断確定されたのが「がん責任開始日」以後であれば、「がん責任開始日」以後の期間部分については給付金をお支払いします。

この欄では、
参照マーク★が
付いている用語に
ついてご説明します。

★
がん／一時払がん医療
終身保険普通保険
約款別表1をご参照
ください。

20 ページ →

★
がん責任開始日／主
な保険用語のご説明
をご参照ください。

2 ページ →

★
がんの診断確定／主
な保険用語のご説明
をご参照ください。

2 ページ →

事例3 告知義務違反による解除

お支払い
する場合

契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書★で正しく告知せず
に加入されたが、契約1年後に「慢性C型肝炎」とは因果関係のない「胃がん」で
入院された場合

- ▶(提出された診断書により慢性C型肝炎での通院が判明)
告知義務違反の対象となるため契約は解除となりますが、告知義務違反の
対象となった事実と入院に因果関係がないため、給付金はお支払いします。

お支払い
できない
場合

契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書★で正しく告知せず
に加入され、契約1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝がん」で入院された
場合

- ▶(提出された診断書により慢性C型肝炎での通院が判明)
告知義務違反の対象となるため契約は解除となり、告知義務違反の対象と
なった事実と入院に因果関係があるため、給付金はお支払いできません。

解説 ●ご契約の際には、その時の被保険者の健康状態について正確に告知いただく必要
がありますが、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる
内容を告知された場合、契約は解除となり、給付金はお支払いできません。
ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に、因果関係が認めら
れない場合には、給付金をお支払いします。

事例4 がん入院時手術給付金のお支払い①

お支払い
する場合

「大腸がん」での入院中に、「白内障」の手術を受けられた場合

- ▶がん★による入院中に受けられた手術であるため、がん以外の治療を目的
とする手術でもお支払いします。

お支払い
できない
場合

早期の「大腸がん」と診断され、外来で内視鏡により「大腸がん」を切除された
場合

- ▶がん入院中の手術ではないため、がんの治療を目的とする手術であって
も、お支払いできません。

解説 ●がん入院時手術給付金は、がん入院中に受けられた手術についてお支払いするた
め、外来で受けられた手術については、お支払いできません。

事例5 がん入院時手術給付金のお支払い②

お支払い
する場合

「胃がん」での入院中に「腸閉塞」となられ、「腸閉塞解除術」を受けられた場合

- ▶医科診療報酬点数表による手術料の算定される手術をがんによる入院中
に受けられたため、お支払いします。

お支払い
できない
場合

「胃がん」での入院中に「腸閉塞」となられ、「胃持続ドレナージ★」を受けられ
た場合

- ▶医科診療報酬点数表において手術料ではなく処置料の算定対象となるた
め、お支払いできません。

解説 ●がん入院時手術給付金は、医科診療報酬点数表において手術料の算定対象として
定められている手術をがん入院中に受けられた場合に、お支払いします。
ただし、「骨、軟骨または関節の非観血的または徒手とじゅ的な整復術、整復固定術およ
び授動術」を除きます。★

★

電磁的方法によるとき
は、告知画面とします。

★

がん／一時払がん医
療終身保険普通保険
約款別表1をご参照
ください。

20 ページ →

★

ドレナージ／創傷療
法で誘導管(ドレナ
ージ)やガーゼなどを創
内深くに挿入し、膿な
どとともに化膿菌を
体外に持続して流出
させる治療です。

★

お支払いの対象とな
る手術／「がん入院
時手術給付について」
をご参照ください。

7 ページ →

事例6 がん先進医療給付金のお支払い

お支払い
する場合

がんの治療のため、厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられた場合

▶がんによる療養につき、がん先進医療給付金をお支払いします。

お支払い
できない
場合

がんでの入院中にがん以外の疾病を発病され、がん以外の疾病の治療のため、厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられた場合

▶がんによる療養ではないため、がん先進医療給付金をお支払いできません。

解説

- がん先進医療給付金は、がんによる療養を受けられた場合にお支払いします。がんによらない療養については、お支払いできません。
 - 先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。
 - 療養を受けられた日において、先進医療に該当しない場合はお支払いできません。
- *先進医療の対象となる医療技術およびその先進医療を実施する病院または診療所について、厚生労働省のホームページをご確認ください。

事例7 先進医療を複数回受けられた場合の がん先進医療一時給付金のお支払い①

お支払い
する場合

疾病Aで厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられた日から80日後に、異なる疾病Bで厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられた場合

▶がん先進医療一時給付金が支払われる直前の療養を受けられた日からその日を含めて60日を超えて受けられた療養であるため、がん先進医療一時給付金を2回分お支払いします。

お支払い
できない
場合

疾病Aで厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられ、すでにがん先進医療一時給付金のお支払いを受けられているが、受療日から30日後に異なる疾病Bで厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられた場合

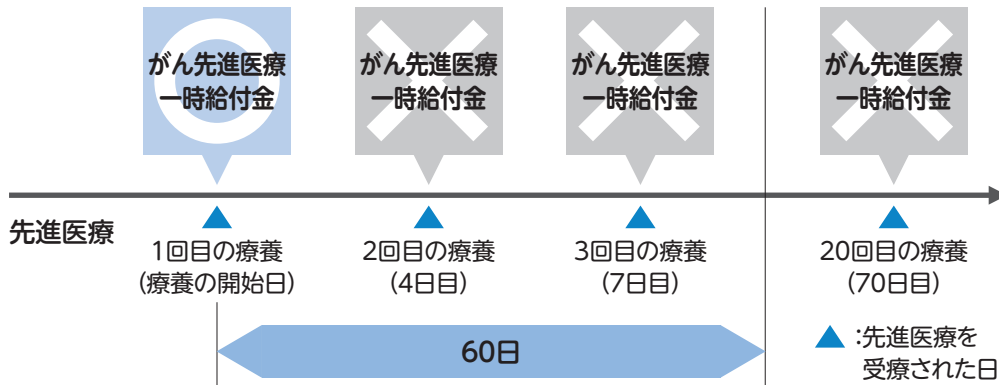
▶傷害または疾病で厚生労働大臣が定める先進医療による療養を2回以上受けられたときは、がん先進医療一時給付金が支払われる直前の療養を受けられた日からその日を含めて60日以内に受けられた療養については、がん先進医療一時給付金はお支払いできません。

解説

- がん先進医療一時給付金のお支払いは60日に1回を限度としています。
 - 先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。
 - 療養を受けられた日において、先進医療に該当しない場合はお支払いできません。
- *先進医療の対象となる医療技術およびその先進医療を実施する病院または診療所について、厚生労働省のホームページをご確認ください。

この欄では、
参照マーク★が
付いている用語に
ついてご説明します。

事例8 先進医療を複数回受けられた場合の がん先進医療一時給付金のお支払い②



同一の先進医療において20回療養を受けられた場合、それらの療養を1回の療養とみなし、がん先進医療一時給付金は1回のみお支払いします。

- 解説**
- 同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けられたときは、それらの療養を1回の療養とみなします。
その結果、同一の先進医療を60日を超えて受療されても、がん先進医療一時給付金のお支払いは1回のみとなります。
 - 先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りします。
 - 療養を受けられた日において、先進医療に該当しない場合はお支払いできません。
- *先進医療の対象となる医療技術およびその先進医療を実施する病院または診療所について、厚生労働省のホームページをご確認ください。

事例9 死亡保険金のお支払い

- お支払いする場合**
- 被保険者が交通事故により死亡された場合
- ▶死亡保険金は被保険者が保険期間中に死亡された場合にお支払いします。死亡の原因については、「がん」であるか否かは問いません。
- お支払いできない場合**
- ご契約者が故意に被保険者を死亡させた場合
- ▶免責事由に該当するためお支払いできません。

- 解説**
- 約款で、死亡保険金をお支払いできない場合(免責事由)を定めており、そのいずれかに該当するときは、死亡保険金をお支払いできません。

《死亡保険金を支払わない場合》

- ・責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺によるとき(ただし、精神障害などによる自殺については、お支払いする場合があります。)
- ・ご契約者の故意によるとき
- ・死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その方が死亡保険金受取人の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人にお支払いします。)

5 代理請求制度について

- 被保険者が給付金をご請求できない場合、被保険者に代わって、ご契約者があらかじめ指定された指定代理請求人が、給付金を請求(代理請求)することができます。

代理請求できる場合について

- 被保険者ご本人が次の状態になられた場合に、指定代理請求人が給付金を請求できます。
 - ・傷害または疾病により給付金を請求する意思表示ができないとき
 - ・がんなどの病名を知らされていないため、給付金を請求できないとき など

代理請求の対象となる給付金

主契約・特約	代理請求の対象となる給付金	本来の請求人
一時払がん医療終身保険	がん入院給付金 がん入院時手術給付金 がん骨髄移植給付金 がん放射線治療給付金	被保険者
一時払がん先進医療終身特約	がん先進医療給付金 がん先進医療一時給付金	

指定代理請求人の指定について

- 指定代理請求人は1名とし、次のいずれかに該当する方をご指定いただきます。★なお、指定代理請求人は給付金の請求時においても、次のいずれかに該当している必要があります。
 - ・被保険者の戸籍上の配偶者
 - ・被保険者の直系血族
 - ・被保険者の兄弟姉妹
 - ・被保険者の甥姪おしめい
 - ・被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - ・被保険者のために疾病入院給付金などを請求すべき適当な理由があるとメディケア生命が認める方



- 指定代理請求人からの請求に基づいて該当の給付金をお支払いした場合、メディケア生命から改めて被保険者にその旨のご連絡はいたしません。したがって、給付金が支払われたことについて指定代理請求人しか了知しない状況で、お取扱いが変わることがあります。
- 給付金のお支払い後に、ご契約者(被保険者)から契約内容についてご照会いただいたときは、ご契約者(被保険者)に給付金をお支払済みである旨、回答せざるをえないことがあります。このため、被保険者(ご契約者)に給付金のお支払理由(被保険者の病名が、がんであることなど)を知られることがあります。
- なお、給付金を請求された後で、被保険者(ご契約者)からご照会いただいたときは、メディケア生命は直接回答せず指定代理請求人に連絡をとらせていただくことがありますのでご了承ください。

この欄では、参照マーク★が付いている用語についてご説明します。

★
お申込み時にご指定いただくか、ご契約の成立後もお申し出いただければご指定いただけます。ご契約者は被保険者の同意を得て、左記の範囲内で指定代理請求人の変更または指定の撤回をすることができます。

6 被保険者死亡後の給付金のご請求について

- 被保険者が死亡された場合で、支払うべき給付金があるときは、被保険者の法定相続人のうち、次の順位で定まる代表者から給付金の請求を行っていただきます。

被保険者の法定相続人の代表者の順位

- ①死亡保険金受取人
- ②指定代理請求人
- ③配偶者
- ④法定相続人の協議により定めた者

対象となる給付金

主契約・特約	対象となる給付金
一時払がん医療終身保険	がん入院給付金 がん入院時手術給付金 がん骨髄移植給付金 がん放射線治療給付金
一時払がん先進医療終身特約	がん先進医療給付金 がん先進医療一時給付金

7 その他の諸手続きについて

- ご契約後の諸手続きなどについてご説明しています。

解約について

解約返戻金について

- この保険には、主契約および特約のそれぞれに保険料積立金★と同額の解約返戻金があります。保険料積立金額は、保険契約の基本保険金額および経過年月数により計算します。
- 保険証券を発行する際に、会社の定める経過年数に応じて計算した解約返戻金額をご契約者に通知します。

ご契約を解約される場合

- ご契約を解約される場合には、契約者ご本人がメディケア生命コールセンターにお申し出ください。

被保険者によるご契約者への解約の請求

被保険者とご契約者が異なる場合

- 被保険者とご契約者が異なる場合、以下の事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。
 - ①ご契約者または死亡保険金受取人がメディケア生命に保険給付を行わせることを目的として給付金または死亡保険金のお支払理由を発生させた、または発生させようとした場合
 - ②死亡保険金受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合
 - ③上記①②の他、被保険者のご契約者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
 - ④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

契約当事者以外の者による解除

差押債権者、破産管財人などによる解約について

- ご契約者の差押債権者、破産管財人など(以下、「債権者等」といいます)によるご契約の解約は、解約の通知がメディケア生命に到着した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

給付金または死亡保険金の受取人によるご契約の存続について

- ご契約者の債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約がメディケア生命に通知された時において、以下のすべてを満たす給付金または死亡保険金の受取人はご契約を存続させることができます。
 - ①ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ②ご契約者でないこと
- 給付金または死亡保険金の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知がメディケア生命に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。
 - ①ご契約者の同意を得ること
 - ②解約の通知がメディケア生命に到達した日に解約の効力が生じたとすればメディケア生命が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
 - ③上記②について、債権者等に支払ったことをメディケア生命に対して通知すること(メディケア生命への通知についても期間内に行うこと)

この欄では、
参照マーク★が
付いている用語に
ついてご説明します。

★
保険料積立金／主な
保険用語のご説明を
ご参照ください。

3 ページ 

受取人・住所などの変更に伴う諸手続きについて

- 次のようなときは、メディケア生命コールセンターまでご連絡ください。
お手続きについてご案内いたします。

こんなとき…

ご契約者・死亡保険金受取人を変更されるとき	基本保険金額の減額をされるとき
指定代理請求人を指定または変更されるとき	特約の解約をされるとき
改姓・改名をされたとき	保険証券を盗難・紛失されたとき
住所・電話番号がかわったとき	海外に長期間滞在されるとき

- ご契約に関する照会やご連絡の際には、お手元に保険証券をご用意ください。
- ご契約者などご本人さまからご連絡ください。
- 「証券番号」「ご契約者の住所とお名前」「被保険者のお名前」をお知らせください。

* 契約内容の変更を行った場合、保険証券への表示を省略するときは、代わりに変更後の内容を記載した書面を送付いたします。

死亡保険金受取人の変更について

- ご契約者は死亡保険金のお支払理由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更できます。死亡保険金受取人を変更される場合には、メディケア生命へ通知してください。
- また、ご契約者は死亡保険金のお支払理由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更できます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の法定相続人からメディケア生命へ通知してください。ただし、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。



ご注意

- メディケア生命が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、メディケア生命は死亡保険金をお支払いしません。

この欄では、
参照マーク★が
付いている用語に
ついてご説明します。

生命保険料控除について

- 払込保険料の一定額が、所得税と住民税の対象となる所得から控除され、税負担が軽減されます。

<対象となるご契約>

申告される方が保険料を払い込んでおり、かつ受取人(給付金受取人、死亡保険金受取人)が「申告者ご本人」または「申告者の配偶者などのご親族」であるご契約

<対象となる保険料>

ご加入いただいた年に限り、一時払保険料が対象となります。

<生命保険料控除の手続きについて>

生命保険料控除の特典を受けるためには申告が必要です。メディケア生命から発行する「生命保険料控除証明書」を申告書に添付してください。

生命保険料控除額 (課税対象額から控除されます。)

- 生命保険料控除枠には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」があります。控除される金額は、所得税についてそれぞれの控除枠で最高40,000円(合計で最高120,000円)、住民税についてそれぞれの控除枠で最高28,000円(合計で最高70,000円)となります。
- この保険についてお払込みになる保険料は、**介護医療保険料控除**の対象となります。介護医療保険料控除について、所得税・住民税の控除額は下記のとおりです。

● 所得税の生命保険料控除額

年間払込保険料	控除される金額
20,000円以下のとき	全額
20,000円を超え40,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/2)+10,000円
40,000円を超え80,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/4)+20,000円
80,000円を超えるとき	一律 40,000円

*各種類(一般・介護医療・個人年金)の保険料控除の金額を合計して、120,000円が限度です。

● 住民税の生命保険料控除額

年間払込保険料	控除される金額
12,000円以下のとき	全額
12,000円を超え32,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/2)+6,000円
32,000円を超え56,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/4)+14,000円
56,000円を超えるとき	一律 28,000円

*各種類(一般・介護医療・個人年金)の保険料控除の金額を合計して、70,000円が限度です。

<死亡保険金のお取扱いについて>

ご契約者(保険料負担者)・被保険者と死亡保険金受取人の関係によって、次のとおり死亡保険金に対する税金が異なります。

契約形態	税法上のお取扱い
ご契約者と被保険者が同一人の場合	相続税
ご契約者と死亡保険金受取人が同一人の場合	所得税(一時所得)・住民税
ご契約者・被保険者・死亡保険金受取人がそれぞれ別人の場合	贈与税

死亡保険金受取人は、死亡保険金のお支払理由発生後は変更できません。なお、一般的に贈与税は相続税に比べ税率が高くなります。

<非課税扱いの特典について>

被保険者が受け取る次の給付金は、全額非課税となります。

・がん入院給付金	・がん入院時手術給付金	・がん骨髄移植給付金
・がん放射線治療給付金	・がん先進医療給付金	・がん先進医療一時給付金

*税務のお取扱いは、2016年2月現在のものです。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

4 ご契約にあたってのお知らせ

この欄では、
参照マーク★が
付いている用語に
ついてご説明します。

1 メディケア生命の組織形態について

- 保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、メディケア生命は「株式会社」です。

株式会社とは

- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

2 生命保険募集人について

- メディケア生命の生命保険募集人★は、保険契約締結の「媒介」を行う者で、保険契約締結の「代理権」はありません。

★
メディケア生命の募集
代理店を含みます。

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 生命保険募集人が行う保険募集には保険契約締結の「媒介」と「代理」があります。

媒介

- 保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
(生命保険募集人に保険契約のお申込みをされただけでは保険契約は成立しません。)

代理

- 生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人について

- メディケア生命の生命保険募集人は、お客さまとメディケア生命の保険契約の締結を媒介する者で、保険契約の締結に関する代理権はありません。
したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。
また、ご契約の成立後にご契約内容の変更などをされる場合にも、メディケア生命の承諾が必要になることがあります。

メディケア生命の承諾が必要なご契約内容変更などのお手続きの例

- ご契約者の変更 など
それぞれのお手続きの内容について、詳しくは「ご契約のしおり」の該当の項目をご覧ください。

3 ご契約に際して

- ご契約者、被保険者、受取人の関係や給付金額などによっては、ご契約をお引き受けできないことがありますので、あらかじめご了承ください。

犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認について

- メディケア生命では、犯罪収益移転防止法に基づいて、所定の手続きの際に本人特定事項等を確認させていただく場合があります。また、マネー・ローンダリングのリスクの高い取引(なりすましや偽りの疑いがある取引等)の場合、本人特定事項等を通常の取引よりも厳格な方法で確認し、ならびに、資産および収入の状況(200万円を超える財産の移転を伴う取引のみ)を確認させていただく場合があります。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。

<確認事項>

- ・本人特定事項(ご契約者の氏名、住所、生年月日等)・取引を行う目的・職業または事業の内容
- なお、確認させていただいた本人特定事項等に変更があった際は、メディケア生命までご連絡ください。

米国法「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)★」に基づく取引時確認について

- メディケア生命では、米国法「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」実施に関する日米関係官庁間の声明★に基づいて、生命保険契約の所定のお手続き★の際に、お客さまが所定の米国人[米国民(米国籍)、米国居住者、米国人所有の外国事業体★等]であるかを確認するため、以下のお手続きをお願いすることがあります。

<お手続き内容>

- ・メディケア生命所定の書面に、所定の米国人であるかをご申告いただきます。
- ・所定の米国人であるかを確認するため、各種証明書類(運転免許証、パスポート、登記簿謄本等の公的証明書 など)をご提示またはご提出いただく場合があります。
- お客さまが所定の米国人である場合、米国内国歳入庁宛にご契約情報等の報告を行っており、米国内国歳入庁への報告にあたり、所定の書類をご提出いただきます。また、上記以外にも、追加の証明書類をご提示またはご提出いただく場合があります。

<所定の米国人>(書面による申告に加え、所定の確認手続きが必要となるお客さま)

契約者が個人の場合	特定米国人(「米国民(米国籍)」または「米国居住者★」)に該当するお客さま
契約者が法人の場合	以下のいずれかに該当するお客さま <ul style="list-style-type: none"> ・米国設立法人 ・特定米国人の実質的支配者★がいる法人

- なお、ご契約期間中に、渡米等の環境の変化等によって、所定の米国人に該当することとなった場合は、メディケア生命までご連絡ください。



米国税務義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、お客さまが所定の米国人であるかを確認すること等を求める法律です。



国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明のことをいいます(2013年6月発表)。



生命保険契約の締結、契約者の変更、満期保険金のお支払い等のお手続きのことをいいます。



「外国事業体」とは米国外の事業体、例えば日本の内国法人のことをいいます。



「永住権所有者」および「米国での滞在日数が以下①②をともに満たす方」をいいます。
 ①今年の米国滞在日数が31日以上
 ②「今年の米国滞在日数」「前年の米国滞在日数の3分の1の日数」「前々年の米国滞在日数の6分の1の日数」の合計が183日以上(端数が出る場合、出た端数を合計して1日に満たない場合は切捨て)



法人の議決権総数の25%超の議決権を有するものをいいます。

この欄では、
参照マーク★が
付いている用語に
ついてご説明します。

4 解約・減額の不利益となる点について

- 現在ご加入のご契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みを検討されている方は、ご契約者にとって不利益となる点をご確認ください。

不利益となる点について

- 現在ご加入の保険によって異なりますが、多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによっては**お断りすることがあります**。
- 一般のご契約と同様に告知義務があるため、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知がされなかったために新たなご契約が**解除または取消しとなることもあります**。
- 新たなご契約と現在のご契約の予定利率などは異なることがあります。なお、予定利率の低下などにより、死亡保険金額が小さくなる場合があります。
- 現在のご契約内容のご確認や、新たなご契約のお申込みにあたってのご判断は、お客さまご自身で行ってください。

5 その他お申込みにあたって ご確認いただきたい事項について

ご記入について

- 申込書・告知書は、必ずご契約者および被保険者ご自身でご記入ください。
 - ご記入後は、内容を十分お確かめのうえ、ご自身で署名してください。
- *電磁的方法によるときは、申込画面・告知画面にご自身でご入力ください。

領収証について

- 一時払保険料相当額をお払い込みいただく際に、領収証は発行いたしません。
- 振込控などはご契約成立後にメディケア生命から送付する保険証券が到着するまで大切に保管してください。

6 個人情報保護に関する基本方針について

- 当社は、個人情報の保護が個人の生命・身体・財産の安全に関わる重要な問題であることを深く認識し、個人の権利・利益の保護およびお客さまの信頼を第一に考え、「個人情報の保護に関する法律(以下、『個人情報保護法』)」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、『番号法』)」、その他の法令・ガイドラインや一般社団法人生命保険協会の指針を遵守して、機密性・正確性を保持する等、個人情報を厳正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。
- 当社は、個人情報の取扱いが厳正に行われるように従業員への教育・指導を徹底してまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

個人情報の利用目的

- 当社は、個人情報を以下の目的を達成するために必要な範囲にのみ利用させていただき、それ以外の目的には利用いたしません。

利用目的

- 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務

ただし、マイナンバー(個人番号)につきましては、以下の目的の範囲内で利用させていただきます。

- 保険取引に関する支払調書作成事務
- 報酬、料金等の支払調書作成事務
- その他、当社が法令に基づいて行う個人番号関係事務等

機微情報について

- 人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報、その他の特別の非公開情報等の「機微(センシティブ)情報」については、保険業法施行規則第53条の10および同法施行規則第234条第1項第17号に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。「マイナンバー(個人番号)」については、番号法第9条、第28条、第29条第3項、第32条に基づき、支払調書作成事務等の個人番号関係事務および個人番号利用事務の範囲内に利用目的が限定されています。
- これらの情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

個人情報の収集方法

- 当社は、前述の利用目的を達成するために必要な範囲で、お客さまの住所・氏名・生年月日・性別・職業・健康状態等の個人情報を、申込書・請求書・アンケート等の適正な手段で収集させていただきます。

個人データの提供

- 当社は、個人データを機密情報として厳正に管理し、次の場合を除き、直接・間接を問わず、第三者に提供いたしません。

個人データを提供する場合

- あらかじめご本人の同意を得た場合(ただし、マイナンバーを除く)
- 個人情報保護法、番号法、その他の法令に基づく場合
- 一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社等との間で個人データを共同利用する場合(ただし、マイナンバーを除く)
- 一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社ならびに一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人日本損害保険協会加盟の各損害保険会社等との間で個人データを共同利用する場合(ただし、マイナンバーを除く)
- 住友生命保険相互会社、その他同社の事業報告書等に記載されている同社の子会社との間で個人データを共同利用する場合(ただし、マイナンバーを除く)
- 適切な安全管理に基づいて、前述の利用目的の達成に必要な範囲で、生命保険に関わる確認業務、情報システムの保守、運送、印刷等の各種業務において、個人情報の取扱いの一部または全部を外部委託する場合があります。外部委託を行う場合、外部委託先における個人情報の安全管理について適切に監督します。

個人データの安全管理措置

- 当社は、漏えい・滅失・き損・不正アクセスの防止その他の個人データの安全管理のために、適正な情報セキュリティを確立し、必要かつ適切な措置を講じてまいります。

個人データの安全管理について

- 当社は、個人データの安全管理に関し、取得・利用・保管・送付・廃棄等、管理段階ごとに社内規定を整備のうえ、定期的に教育する等により、従業員に周知徹底いたします。
- 当社は、個人情報の取扱いを委託する場合には、適切な委託先を選定するとともに、委託先の義務と責任を契約により明確にする等、委託先において個人情報が安全に管理されるよう適切に監督いたします。
- 個人データの安全管理措置は、適宜見直し、改善いたします。

個人情報の取扱いに関するご照会およびご意見・ご要望の窓口

- 当社は、個人情報の取扱いに関するご照会およびご意見・ご要望に適切かつ迅速に対応いたします。下記の〈お問合せ先〉までお申し出ください。

個人情報保護法に基づく保有個人情報の開示等に関するご請求

- 個人情報保護法に基づく保有個人情報の利用目的の通知、開示、訂正または利用停止等に関するご請求については、下記の〈お問合せ先〉までお申し出ください。

利用目的の通知、開示請求の際は

- 利用目的の通知、開示請求については別途ご案内する所定の手数料をいただきます。

〈お問合せ先〉

メディケア生命コールセンター

 **0120-877809**

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後7時

土・日曜日 午前9時～午後5時
(祝日・年末年始を除く)

この欄では、
参照マーク★が付いている用語についてご説明します。

当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について

- 当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<認定個人情報保護団体のお問合せ先>

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談室

- 電話番号 03-3286-2648
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階
- 受付時間 午前9時～午後5時(土・日・祝日などの生命保険協会休業日を除く)
- ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

本方針について

- 本方針は「個人情報保護法」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、および「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」に基づき当社ホームページで継続して公表しております。
- 本方針は今後の安全管理上の技術向上などを反映し適宜変更する場合があります。変更内容はホームページ上で公表いたします。本文中、「個人情報」、「個人データ」、「保有個人データ」等の用語は個人情報保護法における定義に従って使用しております。

7 「支払査定時照会制度」について

この欄では、
参照マーク★が
付いている用語に
ついてご説明します。

- 保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

照会の目的について

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは取消しの判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する後述の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

他社への情報の提供について

- 保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます。)のご請求があった場合や、これに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、情報を提供することがあります。(相互照会とは、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供することをいいます。)相互照会される情報は後述のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。
また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

情報の管理について

- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。ご契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。
また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。
上記各手続きの詳細については、メディケア生命コールセンターにお問い合わせください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(上記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとして。)
- (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

8 生命保険契約者保護機構について

- メディケア生命は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構の概要は以下のとおりです。

保護機構とは

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金のお支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

契約の継続について

- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入されることが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入されている保険契約の継続を図ることにしています。

補償について

- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定^{※1}に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約^{※2}を除き、責任準備金等^{※3}の90%とすることが、保険業法等で定められています。(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。)^{※4}

***この保険は補償対象契約となります。**

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。)

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が金融庁長官および財務大臣の定める基準利率^(注1)を超えていた契約を指します^(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 = $90\% - \{ (過去5年間における各年の予定利率 - 金融庁長官および財務大臣の定める基準利率) の総和 \div 2 \}$

(注1) 金融庁長官および財務大臣の定める基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に定められることとなっております。現在の基準利率については、保護機構のホームページで確認できます。

(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金のお支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

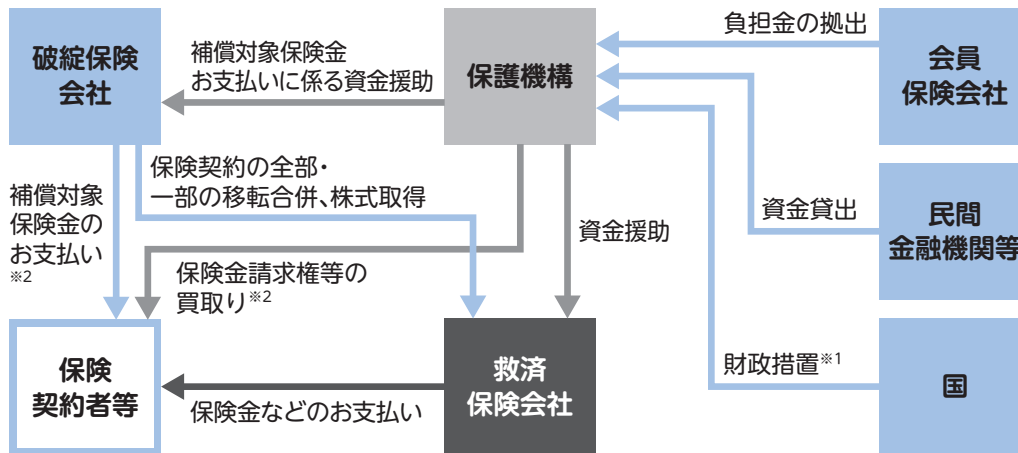
※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

保険契約の移転の際は

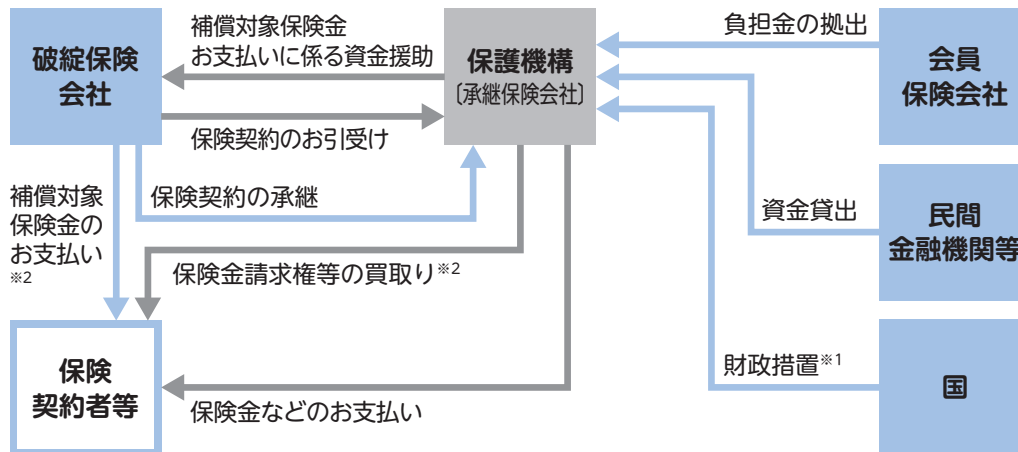
- 保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。併せて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

仕組みの概略図

救済保険会社が現れた場合



救済保険会社が現れなかった場合



※1 上記の「財政措置」は、2017年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

※2 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金などのお支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、前ページ※2に記載の率となります。)

- 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、この掲載内容はすべて現在(2016年2月現在)の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

<生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いに関するお問合せ先>

生命保険契約者保護機構

- 電話番号 03-3286-2820
- 受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

この欄では、参照マーク★が付いている用語についてご説明します。

約款

「約款」は、ご契約者と保険会社との
契約内容を記載したものです。

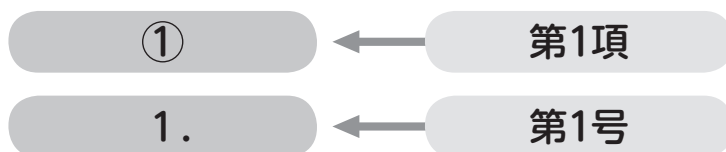
約款の見方については次のページをご覧ください。

- | | | | |
|---|-------------------|----|-----|
| 1 | 一時払がん医療終身保険普通保険約款 | 3 | ページ |
| 2 | 一時払がん先進医療終身特約 | 23 | ページ |

「約款」は、以下のように構成されています。

●「約款」では、基本的に『条・項・号』を用いて規定しております。

・本文中、“①”、“1.”と表記されているものは、それぞれ「第1項」、「第1号」を指します。



・直前の条を「前条」、直前の項を「前項」、直前の号を「前号」と表しております。

例

「一時払がん医療終身保険普通保険約款 第19条 (告知義務違反により解除した場合の取扱い)」の規定の場合

「第1項」を指します。

第19条 (告知義務違反により解除した場合の取扱い)

① 前条により保険契約を解除した場合には、給付金および死亡保険金の支払いについて、次のとおり取扱います。

項目	取扱い内容
給付金および死亡保険金の支払い	イ. 給付金および死亡保険金を支払いません。
	ロ. すでに給付金または死亡保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。

② 前項にかかわらず、給付金または死亡保険金の支払理由の発生が解除の原因となった事実によらない限り、給付金または死亡保険金を支払います。

③ 前条により保険契約を解除したときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。

この「前項」とは、**第1項**を指します。

この「前条」とは、**第18条**を指します。

一時払がん医療終身保険普通保険約款

1. 総則

第1条 (用語の意義)

2. 会社の責任開始期

第2条 (会社の責任開始期)

第3条 (がん責任開始日)

3. 保険期間

第4条

4. がんの診断確定

第5条

5. 給付金・保険金の支払い

第6条 (給付金・保険金の支払い)

第7条 (入院中にがんを併発した場合の取扱い)

第8条 (がん入院時手術給付金の支払対象とならない手術)

第9条 (給付金の支払理由が重複して生じた場合の取扱い)

第10条 (基本保険金額が減額された場合の取扱い)

第11条 (同一の手術を2回以上受けた場合の取扱い)

第12条 (手術を2日以上にわたって受けた場合の取扱い)

第13条 (放射線治療を2回以上受けた場合の取扱い)

第14条 (がん入院時手術給付金の支払いに関するその他の取扱い)

6. 給付金・保険金を支払わない場合 (免責事由)

第15条 (給付金を支払わない場合)

第16条 (死亡保険金を支払わない場合)

7. 告知義務・告知義務違反による解除

第17条 (告知義務)

第18条 (告知義務違反による解除)

第19条 (告知義務違反により解除した場合の取扱い)

第20条 (告知義務違反による解除を行わない場合)

8. 重大事由による解除

第21条 (重大事由による解除)

第22条 (重大事由により解除した場合の取扱い)

9. 保険契約の無効および取消し

第23条 (不法取得目的による無効)

第24条 (詐欺による取消し)

10. 保険契約者の住所等の変更

第25条

11. 契約内容の変更

第26条 (基本保険金額の減額)

第27条 (がん入院給付日額の型の変更)

第28条 (保険契約者の変更)

第29条 (給付金の受取人の変更)

第30条 (死亡保険金受取人の変更)

第31条 (死亡保険金受取人が死亡した場合の取扱い)

12. 保険契約の解約・解約返戻金額

第32条 (保険契約の解約)

第33条 (解約返戻金額)

第34条 (債権者等による解約の効力等)

13. 契約者配当

第35条

14. 保険契約者・死亡保険金受取人の代表者

第36条

15. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

第37条 (年齢の計算)

第38条 (年齢および性別の誤りの処理)

16. 請求手続き

第39条

17. 指定代理請求人による請求

第40条（請求の対象となる給付金）

第41条（指定代理請求人の要件）

第42条（指定代理請求人による請求ができない場合）

第43条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）

18. 被保険者が死亡した場合の給付金請求の取扱い

第44条

19. 給付金等の支払いの時期・場所等

第45条

20. 時効

第46条

21. 法令等の改正に伴う契約内容の変更

第47条

別表1 対象となるがん（悪性新生物）

別表2 対象となる薬物依存

一時払がん医療終身保険普通保険約款

1. 総則

第1条（用語の意義）

この約款において、次の用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	意義
医科診療報酬点数表	被保険者が手術、骨髄移植術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづいて定められている医科診療報酬点数表のことをいいます。
異常分娩 ^{ぶんべん}	帝王切開術を受けた場合など、公的医療保険制度において保険給付の対象となる分娩 ^{ぶんべん} のことをいいます。
がん	別表1に定めるがん（悪性新生物）のことをいいます。
がん責任開始日	第3条（がん責任開始日）にもとづいて、会社が、がん入院給付金、がん入院時手術給付金、がん骨髄移植給付金およびがん放射線治療給付金の保障を開始する日のことをいいます。
がん入院給付日額	がん入院給付金、がん入院時手術給付金、がん骨髄移植給付金およびがん放射線治療給付金の支払額の計算に際して用いる金額のことをいい、基本保険金額にがん入院給付日額の型に応じた係数を乗じて計算します。
がん入院給付日額の型	保険契約の締結の際に、保険契約者が会社の取扱範囲内で選択したがん入院給付日額の型のことをいいます。
基本保険金額	死亡保険金の支払額の計算に際して保証する金額で、保険契約の締結または基本保険金額の減額の際に保険契約者の申出によって定めた金額のことをいい、保険契約の締結の際の基本保険金額をこの保険契約の保険料とします。
契約年齢	契約日における被保険者の年齢のことをいいます。
契約日	保険期間、被保険者の年齢および保険料の計算の基準となる日のことをいいます。
公的医療保険制度	健康保険法、国民健康保険法等の法律にもとづく医療保険制度のことをいいます。
骨髄移植術	組織の機能に障害がある者に対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することをいい、末梢血幹細胞移植 ^{まつしやう} および臍帯血幹細胞移植 ^{さい} についても骨髄移植とみなします。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。
歯科診療報酬点数表	被保険者が手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづいて定められている歯科診療報酬点数表のことをいいます。
指定代理請求人	被保険者が給付金を請求できない場合に備えて、被保険者の代理人として、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（1人の者に限ります。）のことをいいます。
電磁的方法	電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法のことをいいます。
入院	医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院基本料	厚生労働省告示にもとづいて定められている医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表における入院基本料のことをいいます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力のことをいいます。

用語	意義
病院または診療所	次のいずれかに該当する施設のことをいいます。 イ. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所 ロ. 上記イと同等の日本国外にある医療施設
保険媒介者	会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）のことをいいます。
保険料積立金	保険金を支払うために保険料の中から積み立てておく金銭のことをいい、保険契約の経過年月数により計算します。保険料積立金額は、保険証券を発行する際に、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知します。

2. 会社の責任開始期

第2条（会社の責任開始期）

- ① 会社は、保険契約の申込みを承諾した場合には、次のいずれか遅い時から保険契約における責任を負います。
 1. 保険料を受け取った時
 2. 告知が行われた時
- ② 会社の責任開始の日を契約日とします。
- ③ 保険契約の申込みに対する承諾の通知は、保険証券の発行により行います。この場合、保険証券には保険契約を締結した日（承諾日）を記載せず、契約日を記載します。
- ④ 保険料が金融機関等の会社の指定する口座への送金により払い込まれた場合には、領収証を発行しません。

第3条（がん責任開始日）

会社は、がん入院給付金、がん入院時手術給付金、がん骨髄移植給付金およびがん放射線治療給付金については、責任開始の日から起算して90日を経過した日の翌日から保険契約における責任を負います。

3. 保険期間

第4条

この保険契約の保険期間は、契約日から終身とします。

4. がんの診断確定

第5条

がんの診断確定は、医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

5. 給付金・保険金の支払い

第6条（給付金・保険金の支払い）

① 給付金・保険金の支払いは、次に定めるところによるものとします。

給付金・ 保険金の種類	支払理由	支払額	受取人
がん入院給付金	<p>がん責任開始日前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、がん責任開始日以後の保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたとき</p> <p>イ. 保険期間中に入院の開始があること</p> <p>ロ. がん責任開始日以後の保険期間中に診断確定されたがんを直接の原因とし、そのがんの治療を目的とする入院であること</p> <p>ハ. 病院または診療所における入院であること</p> <p>ニ. がん責任開始日以後の入院日数が1日以上であること</p>	<p>がん入院給付日額 ×がん責任開始日 以後の入院日数</p>	被保険者
がん入院時手術 給付金	<p>がん責任開始日前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、がん責任開始日以後の保険期間中に次の条件をすべて満たす手術を受けたとき</p> <p>イ. がん入院給付金の支払理由に該当する入院中に受けた手術であること</p> <p>ロ. 傷害または疾病を直接の原因とし、その傷害または疾病の治療を目的とする手術であること</p> <p>ハ. 公的医療保険制度において保険給付の対象となる、医科診療報酬点数表において手術料の算定対象として定められている手術であること</p> <p>ニ. 病院または診療所において受けた手術であること</p> <p>ホ. 第8条（がん入院時手術給付金の支払対象とならない手術）に定める手術のいずれにも該当しない手術であること</p>	<p>がん入院給付日額 ×10</p>	被保険者
がん骨髄移植給 付金	<p>がん責任開始日前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、がん責任開始日以後の保険期間中に次の条件をすべて満たす骨髄移植術を受けたとき</p> <p>イ. がん責任開始日以後の保険期間中に診断確定されたがんを直接の原因とし、そのがんの治療を目的とする骨髄移植術であること</p> <p>ロ. 公的医療保険制度において保険給付の対象となる、医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象として定められている骨髄移植術であること</p> <p>ハ. 病院または診療所において受けた骨髄移植術であること</p>	<p>がん入院給付日額 ×10</p>	被保険者

給付金・保険金の種類	支払理由	支払額	受取人
がん放射線治療給付金	<p>がん責任開始日前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、がん責任開始日以後の保険期間中に次の条件をすべて満たす放射線治療を受けたとき</p> <p>イ. がん責任開始日以後の保険期間中に診断確定されたがんを直接の原因とし、そのがんの治療を目的とする放射線治療であること</p> <p>ロ. 公的医療保険制度において保険給付の対象となる、医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象として定められている放射線治療であること</p> <p>ハ. 病院または診療所において受けた放射線治療であること</p>	がん入院給付日額×10	被保険者
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき（公的機関の証明等により死亡が確認されたときを含みます。以下同じ。）	<p>次の金額のうち、いずれか大きい金額</p> <p>イ. 基本保険金額</p> <p>ロ. 被保険者が死亡した日における保険料積立金額</p>	死亡保険金受取人

- ② 前項のがん入院給付金の支払理由に定める入院日数が1日とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考に判断します。
- ③ 第1項のがん入院給付金の支払額に定める入院日数には、がんと診断確定された日前の入院日数を含みます。
- ④ 異常分娩^{ぶんべん}を直接の原因とする手術は、第1項のがん入院時手術給付金の支払理由に定める疾病を直接の原因とする手術に含まれます。
- ⑤ 歯科診療報酬点数表において手術料の算定対象として定められている手術のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として定められている手術は、第1項のがん入院時手術給付金の支払理由のうち手術料の算定対象として定められている手術に含まれます。
- ⑥ 歯科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象として定められている放射線治療のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として定められている放射線治療は、第1項のがん放射線治療給付金の支払理由のうち放射線治療料の算定対象として定められている放射線治療に含まれます。
- ⑦ 第1項にかかわらず、保険契約者および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含みます。）が同一法人のときは、給付金の受取人は保険契約者とします。

第7条（入院中にがんを併発した場合の取扱い）

傷害または疾病（がんを除きます。）を直接の原因とする入院中に、がん責任開始日以後に診断確定されたがんを併発したときは、次に定める期間について、次のとおり取り扱います。

期 間	取扱い内容
診断確定されたがんの治療を目的として入院している期間	がんを直接の原因とする入院をしたものとみなします。

第8条（がん入院時手術給付金の支払対象とならない手術）

- ① 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術は、がん入院時手術給付金の支払対象とはなりません。
- ② 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、健康診断・人間ドックにおける検査のための手術などは、第6条（給付金・保険金の支払い）第1項のがん入院時手術給付金の支払理由のうちの治療を目的とする手術には該当せず、がん入院時手術給付金の支払対象とはなりません。

第9条（給付金の支払理由が重複して生じた場合の取扱い）

がん入院給付金、がん入院時手術給付金、がん骨髄移植給付金またはがん放射線治療給付金のうち、同一の種類の給付金の支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、同一の種類の給付金を重複して支払いません。

第10条（基本保険金額が減額された場合の取扱い）

基本保険金額が減額されたときは、この保険契約の給付金の支払額は、次のとおり計算します。

給付金の種類	支払額の計算方法
1. がん入院給付金	被保険者が入院した各日現在のがん入院給付日額にもとづいて計算します。
2. がん入院時手術給付金	被保険者が手術を受けた各日現在のがん入院給付日額にもとづいて計算します。
3. がん骨髄移植給付金	被保険者が骨髄移植術を受けた各日現在のがん入院給付日額にもとづいて計算します。
4. がん放射線治療給付金	被保険者が放射線治療を受けた各日現在のがん入院給付日額にもとづいて計算します。

第11条（同一の手術を2回以上受けた場合の取扱い）

被保険者が、医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されることとされている区分番号にあてはまる手術について、同一の区分番号にあてはまる手術を2回以上受けたときは、それらの手術のうち、がん入院時手術給付金が支払われる直前の手術を受けた日から起算して60日以内に受けた手術に対しては、がん入院時手術給付金を支払いません。

第12条（手術を2日以上にわたって受けた場合の取扱い）

被保険者が1つの手術を2日以上にわたって受けたときは、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。

第13条（放射線治療を2回以上受けた場合の取扱い）

被保険者が医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象として定められている放射線治療を2回以上受けたときは、それらの放射線治療のうち、がん放射線治療給付金が支払われる直前の放射線治療を受けた日から起算して60日以内に受けた放射線治療に対しては、がん放射線治療給付金を支払いません。

第14条（がん入院時手術給付金の支払いに関するその他の取扱い）

被保険者が、医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けたときは、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。

6. 給付金・保険金を支払わない場合（免責事由）**第15条（給付金を支払わない場合）**

- ① 被保険者が次のいずれかによりがん入院時手術給付金の支払理由に該当したときは、がん入院時手術給付金を支払いません。

がん入院時手術給付金を支払わない場合（免責事由）
1. 被保険者または保険契約者の故意または重大な過失
2. 被保険者の犯罪行為
3. 被保険者の薬物依存（別表2に定めるところによります。）
4. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
8. 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

- ② 前項にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によりがん入院時手術給付金の支払理由に該当した場合に、がん入院時手術給付金の支払理由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認められるときは、その程度に応じ、がん入院時手術給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第16条（死亡保険金を支払わない場合）

- ① 被保険者が次のいずれかにより死亡したときは、死亡保険金を支払いません。

死亡保険金を支払わない場合（免責事由）
1. 自殺。この場合、責任開始の日から起算して3年以内の死亡に限ります。
2. 保険契約者の故意（前号に該当する場合を除きます。）
3. 死亡保険金受取人の故意（第1号および前号に該当する場合を除きます。）。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。

- ② 死亡保険金を支払わないときは、保険料積立金（前項第3号の場合は、支払わない死亡保険金に対応する保険料積立金）を保険契約者に支払います。ただし、前項第2号による場合は支払いません。

7. 告知義務・告知義務違反による解除**第17条（告知義務）**

保険契約の締結の際、会社が告知書（電磁的方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で質問した給付金または死亡保険金の支払理由が発生する可能性に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者はその告知書により告知してください。

第18条（告知義務違反による解除）

- ① 前条により質問した事項の告知の際、故意または重大な過失により事実が告知されなかったときまたは事実でないことが告知されたときは、会社は、保険契約を将来に向かって解除することができます。
- ② 給付金または死亡保険金の支払理由が生じた後でも、会社は、前項により保険契約を解除することができます。

- ③ 本条による解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人または指定代理請求人に通知します。

第19条（告知義務違反により解除した場合の取扱い）

- ① 前条により保険契約を解除した場合には、給付金および死亡保険金の支払いについて、次のとおり取り扱います。

項目	取扱い内容
給付金および死亡保険金の支払い	イ. 給付金および死亡保険金を支払いません。
	ロ. すでに給付金または死亡保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。

- ② 前項にかかわらず、給付金または死亡保険金の支払理由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、給付金または死亡保険金を支払います。
- ③ 前条により保険契約を解除したときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。

第20条（告知義務違反による解除を行わない場合）

- ① 次のいずれかの場合には、会社は、第18条（告知義務違反による解除）による保険契約の解除を行いません。

告知義務違反による解除を行わない場合	
1.	保険契約の締結の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
2.	保険媒介者が、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
3.	保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないこと、または事実でないことの告知をすることを勧めたとき
4.	会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過したとき
5.	保険契約が、保険契約の締結の際の責任開始の日から起算して2年をこえて有効に継続したとき

- ② 前項のうち次に定める規定に該当する場合であっても、それぞれ次に定める事由に該当するときは、会社は、保険契約を解除することができます。

項目	告知義務違反による解除ができる場合
1. 前項第2号または第3号に該当する場合	前項第2号または第3号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、解除の原因となる事実の告知をしなかったか、または事実でないことの告知をしたと認められるとき
2. 前項第5号に該当する場合	保険契約の締結の際の責任開始の日から起算して2年以内に、解除の原因となる事実にもとづいて、給付金の支払理由が生じたとき。ただし、保険契約の締結の際の責任開始の日から起算して5年を経過した場合を除きます。

8. 重大事由による解除

第21条（重大事由による解除）

- ① 会社は、次のいずれかの事由（重大事由）がある場合には、保険契約を将来に向かって解除することができます。

重大事由
1. 保険契約者または被保険者が、この保険契約の給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
2. 保険契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
3. この保険契約の給付金または死亡保険金の請求に関し、その給付金または死亡保険金の受取人が詐欺行為（未遂を含みます。）をしたとき
4. 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、次のいずれかに該当するとき イ. 反社会的勢力に該当すると認められること ロ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ハ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること ニ. 保険契約者または死亡保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ホ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. 次のいずれかに該当する事由があるなど、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から前号までと同等の重大な事由があるとき イ. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき ロ. この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が、その特約または保険契約の重大事由によって解除されたとき

- ② 給付金または死亡保険金の支払理由が生じた後でも、会社は、前項により保険契約を解除することができます。
- ③ 本条による解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人または指定代理請求人に通知します。

第22条（重大事由により解除した場合の取扱い）

- ① 前条により保険契約を解除した場合には、給付金および死亡保険金の支払いについて、次のとおり取り扱います。

項目	取扱い内容
給付金および死亡保険金の支払い	イ. 前条第1項に定める重大事由の発生時以後に支払理由が生じても、給付金および死亡保険金（前条第1項第4号のみに該当した場合で、前条第1項第4号イからホまでに該当したのが死亡保険金受取人のみであり、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。以下本号において同じ。）を支払いません。
	ロ. すでに給付金または死亡保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。

- ② 前条により保険契約を解除したときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、前条第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人に対して第1項イの規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分に対応する解約返戻金を保険契約者に支払います。

9. 保険契約の無効および取消し

第23条（不法取得目的による無効）

保険契約者が給付金または死亡保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約は無効とします。この場合、受け取った保険料は払いもどしません。

第24条（詐欺による取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、受け取った保険料は払いもどしません。

10. 保険契約者の住所等の変更

第25条

- ① 保険契約者が住所または通信先を変更したときは、すみやかに、会社に通知してください。
- ② 前項の通知がなく、保険契約者の住所または通信先を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に着いたものとしします。

11. 契約内容の変更

第26条（基本保険金額の減額）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、基本保険金額を減額することができます。ただし、減額後の基本保険金額が会社の定める金額を下回る減額はできません。
- ② 基本保険金額が減額されたときは、減額部分は解約されたものとし、その部分に対応する解約返戻金を保険契約者に支払います。
- ③ 基本保険金額が減額されたときは、保険料積立金額も同じ割合で減額されます。この場合、がん入院給付日額は、減額後の基本保険金額にがん入院給付日額の型に応じた係数を乗じて計算した金額とします。

第27条（がん入院給付日額の型の変更）

がん入院給付日額の型の変更は、取り扱いません。

第28条（保険契約者の変更）

保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

第29条（給付金の受取人の変更）

給付金の受取人を被保険者（第6条（給付金・保険金の支払い）第7項の規定が適用される場合には保険契約者）以外の者に変更することはできません。

第30条（死亡保険金受取人の変更）

- ① 保険契約者は、死亡保険金の支払理由が発生するまでは、会社に対する通知または法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- ② 死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 会社に対する通知により死亡保険金受取人を変更する場合、その通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ④ 遺言により死亡保険金受取人を変更する場合、保険契約者が死亡した後、保険契約者の法定相続人（遺言執行者を含みます。）が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第31条（死亡保険金受取人が死亡した場合の取扱い）

- ① 死亡保険金の支払理由の発生時以前に死亡保険金受取人（保険契約の締結の際または前条により死亡保険金受取人となった最終の者をいいます。以下本条において同じ。）が死亡した場合は、その時以後に死亡保険金受取人の変更（前条に定める死亡保険金受取人の変更とします。）が行われた場合を除き、次に定めるところによります。
 1. その死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人（以下本条において「承継受取人」といいます。）とします。
 2. 承継受取人が死亡した場合には、死亡した承継受取人の死亡時の法定相続人を承継受取人に加え、死亡した承継受取人を承継受取人から除きます。
 3. 第1号において法定相続人がいない場合および前号において承継受取人がなくなった場合は、保険契約者を承継受取人とします。
- ② 前項の承継受取人が2人以上いる場合は、それらの者の受取割合は均等とします。
- ③ 死亡保険金受取人が2人以上いる場合は、それぞれについて第1項および前項を適用します。

12. 保険契約の解約・解約返戻金額

第32条（保険契約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約返戻金を保険契約者に支払います。

第33条（解約返戻金額）

- ① この保険契約の解約返戻金は、保険料積立金額と同額とします。
- ② 解約返戻金額は、保険証券を発行する際に、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知します。

第34条（債権者等による解約の効力等）

- ① 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約を解約することができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1か月を経過した日にその効力を生じます。
- ② 前項にかかわらず、給付金または死亡保険金の受取人が、前項の解約の効力が生じるまでの間に、次に定める手続きをすべて行ったときは、前項の解約はその効力を生じません。

受取人が行うべき手続き
1. 第2号および第3号に定める手続きを行うことについて、保険契約者の同意を得ること
2. 前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払うこと
3. 前号に定める金額を債権者等に支払うことについて、会社に通知すること

- ③ 前項に定める受取人は、保険契約者以外の者で次のいずれかの者に限ります。
 1. 保険契約者の親族
 2. 被保険者の親族
 3. 被保険者
- ④ 第1項の解約の通知が会社に到達した時から、第1項の解約の効力が生じまたは第2項により生じないこととなるまでの間に保険契約が消滅した場合には、会社は、死亡保険金等の支払金の限度で第2項第2号に定める金額を債権者等に支払い、残額があるときはその残額を死亡保険金等の支払金の受取人に支払います。

13. 契約者配当

第35条

この保険契約に対する契約者配当はありません。

14. 保険契約者・死亡保険金受取人の代表者

第36条

- ① 保険契約者または死亡保険金受取人が2人以上いるときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者または他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- ② 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、保険契約者または死亡保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対してもその効力を有します。
- ③ 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。

15. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

第37条（年齢の計算）

- ① 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- ② 被保険者の契約後の年齢は、契約日の年単位の応当日ごとに契約年齢に1歳を加えて計算します。

第38条（年齢および性別の誤りの処理）

保険契約申込書（電磁的方法による場合を含みます。）に記載された被保険者の契約年齢または性別に誤りがあった場合は、実際の年齢または性別にもとづいて保険料積立金額を計算します。ただし、契約日における実際の年齢または性別が、会社の取扱範囲外のときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払いもどします。

16. 請求手続き

第39条

- ① この約款にもとづく次の取扱いは、会社所定の請求書およびその請求手続きに必要な書類を会社に提出して請求してください。

取扱い内容
1. 給付金等の支払金の支払い
2. 契約内容の変更等

- ② 前項に定める請求手続きに必要な書類は、次に定める書類のうち会社が提出を求めるものとします。

請求手続きに必要な書類
1. 請求権者であることを証する書類
2. 給付金等の支払理由が生じたことを証する書類（給付金等の支払いを請求する場合）
3. その他の請求手続きに必要な書類

- ③ 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下本項において「団体」といいます。）が保険契約者および死亡保険金受取人で、かつ、その団体から給与の支払いを受ける従業員が被保険者の場合で、団体が保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下本項において「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、その保険金の請求の際、前項の書類に加え、次に定める書類のうち第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も提出してください。ただし、死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

請求手続きに必要な書類
1. 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
2. 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
3. 受給者本人であることを団体が確認した書類

17. 指定代理請求人による請求

第40条（請求の対象となる給付金）

- ① 被保険者が次の給付金を請求できない特別な事情があるときは、指定代理請求人が、被保険者の代理人としてその給付金を請求することができます。

対象となる給付金
がん入院給付金、がん入院時手術給付金、がん骨髄移植給付金、がん放射線治療給付金

- ② 前項に定める特別な事情とは、被保険者が次のいずれかの状態に該当していることをいいます。

特別な事情
1. 傷害または疾病により請求の意思表示ができないこと
2. 傷病名の告知を受けていないこと
3. その他第1号または前号に準じた会社が認める状態であること

- ③ 給付金が指定代理請求人に支払われた場合には、その後重複して給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第41条（指定代理請求人の要件）

指定代理請求人が前条の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において次のいずれかに該当する者であることを要します。

指定代理請求人の要件	
1. 次の範囲内の者	
イ. 被保険者の戸籍上の配偶者	
ロ. 被保険者の直系血族	
ハ. 被保険者の兄弟姉妹	
ニ. 被保険者の甥姪 ^{おいめい}	
ホ. 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族	
2. 次の範囲内の者のうち、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被保険者のために給付金を請求すべき適当な理由があると会社が認める者	
イ. 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族以外の者	
ロ. 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者	
ハ. その他上記イおよびロに掲げる者と同等の特別な事情がある者	

第42条（指定代理請求人による請求ができない場合）

指定代理請求人が次のいずれかに該当するときは、被保険者の代理人として給付金を請求することができません。

代理人として請求できない場合	請求できない給付金
1. 故意にがん入院時手術給付金の支払理由を生じさせたとき	がん入院給付金、がん入院時手術給付金、がん骨髄移植給付金、がん放射線治療給付金
2. 故意に被保険者を次のいずれかの状態に該当させたとき イ. 第40条（請求の対象となる給付金）第2項第1号に定める状態 ロ. 第40条（請求の対象となる給付金）第2項第3号に定める状態 （上記イに準じた状態に限ります。）	

第43条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）

- ① 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、指定代理請求人を変更し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。
- ② 保険契約者および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含みます。）がいずれも同一法人に変更されるときは、指定代理請求人の指定は撤回されるものとします。

18. 被保険者が死亡した場合の給付金請求の取扱い

第44条

- ① 被保険者が死亡した場合で、支払うべき次の給付金があるときは、その請求については、被保険者の法定相続人のうち、第2項に定める1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。ただし、給付金の受取人が法人である場合を除きます。

対象となる給付金
がん入院給付金、がん入院時手術給付金、がん骨髄移植給付金、がん放射線治療給付金

- ② 被保険者の法定相続人の代表者は、次に定める者とします。

被保険者の法定相続人の代表者
1. 死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定められた者）
2. 前号に該当する者がいない場合で、この保険契約において指定代理請求人が指定されているときはその者
3. 第1号および前号に該当する者がいない場合には、配偶者
4. 第1号から前号までに該当する者がいない場合には、法定相続人の協議により定められた者

- ③ 第1項により、給付金が被保険者の法定相続人の代表者に支払われた場合には、その後重複して給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ④ 第1項にかかわらず、故意にがん入院時手術給付金の支払理由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、被保険者の法定相続人の代表者としての取扱いを受けることができません。

19. 給付金等の支払いの時期・場所等

第45条

- ① 給付金、死亡保険金等の支払金は、第39条（請求手続き）に定める書類（必要事項が完備されていることを要します。）が会社に着いた日（以下本条において「請求日」といいます。）の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定する支社で支払います。
- ② 会社は、給付金または死亡保険金の支払いのために確認が必要な次に定める場合において、保険契約の締結から請求までの間に会社に提出された書類だけでは次に定める事項の確認ができないときは、それぞれその事項の確認（会社の指定する医師による診断を求めるとを含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、給付金または死亡保険金の支払期限は請求日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認が必要な事項
1. 給付金または死亡保険金の支払理由の発生の有無の確認が必要な場合	この約款に定める給付金または死亡保険金の支払理由に該当する事実の有無
2. 給付金または死亡保険金の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合	給付金または死亡保険金の支払理由が発生するに至った原因
3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合	告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
4. この約款に定める重大事由、不法取得目的または詐欺に該当する可能性がある場合	次のいずれかの事項 イ. 第2号に定める事項 ロ. 前号に定める事項 ハ. 第21条（重大事由による解除）第1項第4号イからホまでに該当する事実の有無 ニ. 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の次の事項に関する保険契約の締結から請求までにおける事実 (1) 保険契約の締結の目的 (2) 給付金または死亡保険金の請求の意図

- ③ 前項の確認をするため、次に定める特別な照会手続きや調査が不可欠な場合には、第1項および前項にかかわらず、給付金または死亡保険金の支払期限は、請求日の翌日から起算してそれぞれ次に定める日数（第1号から第4号までのうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。

特別な照会手続き・調査	照会手続き・調査の対象となる事項	支払期限
1. 弁護士法その他の法令にもとづく照会手続き	前項各号に定める事項	180日
2. 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	前項第1号、第2号または第4号に定める事項	180日
3. 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会手続き	前項第1号、第2号または第4号に定める事項	180日
4. 日本国外における調査	前項各号に定める事項	180日

- ④ 給付金または死亡保険金の支払期限を第2項または前項に定める日とする場合には、会社は、確認が必要な事項の内容および支払期限を給付金または死亡保険金の請求者に通知します。
- ⑤ 第2項または第3項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定する医師による必要な診断を得ることに応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間について遅滞の責任を負いません。

20. 時効

第46条

給付金または死亡保険金等の支払いを請求する権利は、3年間これを行使しなかったときは、時効により消滅します。

21. 法令等の改正に伴う契約内容の変更

第47条

- ① 医科診療報酬点数表の改正により手術料の算定対象として定められている手術の種類が変更される場合等、この保険契約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が将来行われたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、がん入院時手術給付金、がん骨髄移植給付金またはがん放射線治療給付金の支払理由の変更を行うことがあります。
- ② 前項によりがん入院時手術給付金、がん骨髄移植給付金またはがん放射線治療給付金の支払理由を変更するときは、変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

別表1 対象となるがん（悪性新生物）

1. 対象となるがん（悪性新生物）の範囲は、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち	
・ランゲルハンス＜Langerhans＞細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

2. 前1における「対象となるがん（悪性新生物）」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

分類項目
／2…上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性
／3…悪性、原発部位
／6…悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9…悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表2 対象となる薬物依存

対象となる薬物依存とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 19.2

一時払がん先進医療終身特約

1. 総則

- 第1条 (用語の意義)
- 第2条 (特約の締結)
- 第3条 (特約の責任開始期およびがん責任開始日)
- 第4条 (特約の保険期間および保険料の払込み)

2. がんの診断確定

- 第5条

3. 給付金・保険金の支払い

- 第6条 (給付金・保険金の支払い)
- 第7条 (給付金の給付限度)
- 第8条 (療養を2回以上受けた場合の取扱い)

4. 特約保険金を支払わない場合 (免責事由)

- 第9条 (死亡保険金を支払わない場合)

5. 告知義務・告知義務違反による解除

- 第10条 (告知義務)
- 第11条 (告知義務違反による解除)
- 第12条 (告知義務違反により解除した場合の取扱い)
- 第13条 (告知義務違反による解除を行わない場合)

6. 重大事由による解除

- 第14条 (重大事由による解除)
- 第15条 (重大事由により解除した場合の取扱い)

7. 特約の無効および取消し

- 第16条 (不法取得目的による無効)
- 第17条 (詐欺による取消し)

8. 特約の消滅

- 第18条

9. 特約内容の変更

- 第19条 (給付金・死亡保険金の受取人の変更)

10. 特約の解約・解約返戻金額

- 第20条 (特約の解約)
- 第21条 (解約返戻金額)
- 第22条 (債権者等による解約の効力等)

11. 契約者配当

- 第23条

12. 請求手続き

- 第24条

13. 指定代理請求人による請求

- 第25条

14. 被保険者が死亡した場合の給付金請求の取扱い

- 第26条

15. 給付金等の支払いの時期・場所等

- 第27条

16. 法令等の改正に伴う契約内容の変更

- 第28条

17. 主約款の準用

- 第29条

別表 対象となるがん (悪性新生物)

一時払がん先進医療終身特約

1. 総則

第1条（用語の意義）

この特約において、次の用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	意義
がん	別表に定めるがん（悪性新生物）のことをいいます。
がん責任開始日	第3条（特約の責任開始期およびがん責任開始日）にもとづいて、会社が、がん先進医療給付金およびがん先進医療一時給付金の保障を開始する日のことをいいます。
技術料	被保険者の受療した先進医療に対する被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいいます。
基本保険金額	死亡保険金の支払額の計算に際して保証する金額のことをいい、この特約の保険料とします。
契約日	保険期間、被保険者の年齢および保険料の計算の基準となる日のことをいいます。
公的医療保険制度	健康保険法、国民健康保険法等の法律にもとづく医療保険制度のことをいいます。
指定代理請求人	被保険者が給付金を請求できない場合に備えて、被保険者の代理人として、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（1人の者に限ります。）のことをいいます。
主契約	主たる保険契約のことをいいます。
主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
先進医療	平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」第1条第1号にもとづいて厚生労働大臣が定める先進医療のことをいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度における療養の給付の対象となる療養を除きます。
電磁的方法	電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法のことをいいます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力のことをいいます。
保険媒介者	会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）のことをいいます。
保険料積立金	保険金を支払うために保険料の中から積み立てておく金銭のことをいい、この特約の経過年月数により計算します。保険料積立金額は、保険証券を発行する際に、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知します。
療養	診察、薬剤または治療材料の支給、および処置、手術その他の治療のことをいいます。なお、被保険者が同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。この場合、その療養の開始日をその療養を受けた日とみなします。

第2条 (特約の締結)

- ① この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- ② 保険証券の発行等の取扱いについては、主約款の規定を準用します。

第3条 (特約の責任開始期およびがん責任開始日)

この特約の責任開始期およびがん責任開始日は、主契約と同一とします。

第4条 (特約の保険期間および保険料の払込み)

- ① この特約の保険期間は、主契約と同一とします。
- ② この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。

2. がんの診断確定

第5条

がんの診断確定は、医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

3. 給付金・保険金の支払い

第6条（給付金・保険金の支払い）

① この特約の給付金・保険金の支払いは、次に定めるところによるものとします。

給付金・ 保険金の種類	支払理由	支払額	受取人
がん先進医療給付金	この特約のがん責任開始日前にがんと診断確定されたことのない被保険者がこの特約のがん責任開始日以後の保険期間中に次の条件をすべて満たす療養を受けたとき	被保険者が受療した先進医療の技術料相当額	被保険者
がん先進医療一時給付金	イ. この特約のがん責任開始日以後の保険期間中に診断確定されたがんを直接の原因とする療養であること ロ. 公的医療保険制度における先進医療による療養であること（技術料が「0」の場合を除きます。）	5万円	被保険者
死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき（公的機関の証明等により死亡が確認されたときを含みます。以下同じ。）	次の金額のうち、いずれか大きい金額 イ. この特約の基本保険金額 ロ. 被保険者が死亡した日におけるこの特約の保険料積立金額	主契約の死亡保険金受取人

② 前項にかかわらず、保険契約者および主契約の死亡保険金受取人が同一法人のときは、給付金の受取人は保険契約者とします。

第7条（給付金の給付限度）

- ① 給付金の支払いは、この特約の保険期間を通じてがん先進医療給付金とがん先進医療一時給付金の支払額を通算して2000万円を限度とします。
- ② がん先進医療給付金およびがん先進医療一時給付金の支払額とすでに支払ったがん先進医療給付金およびがん先進医療一時給付金の合計額が2000万円をこえる場合、前条にかかわらず、2000万円をこえる額についてはがん先進医療給付金およびがん先進医療一時給付金を支払いません。

第8条（療養を2回以上受けた場合の取扱い）

被保険者が療養を2回以上受けたときは、それらの療養のうち、がん先進医療一時給付金が支払われる直前の療養を受けた日から起算して60日以内に受けた療養に対しては、がん先進医療一時給付金を支払いません。

4. 特約保険金を支払わない場合（免責事由）

第9条（死亡保険金を支払わない場合）

- ① 被保険者が次のいずれかにより死亡したときは、この特約の死亡保険金を支払いません。

死亡保険金を支払わない場合（免責事由）	
1.	自殺。この場合、この特約の責任開始の日から起算して3年以内の死亡に限ります。
2.	保険契約者の故意（前号に該当する場合を除きます。）
3.	主契約の死亡保険金受取人の故意（第1号および前号に該当する場合を除きます。）。ただし、その者がこの特約の死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。

- ② この特約の死亡保険金を支払わないときは、この特約の保険料積立金（前項第3号の場合は、支払わないこの特約の死亡保険金に対応する保険料積立金）を保険契約者に支払います。ただし、前項第2号によるときは支払いません。

5. 告知義務・告知義務違反による解除

第10条（告知義務）

この特約の締結の際、会社が告知書（電磁的方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で質問した給付金または死亡保険金の支払理由が発生する可能性に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者はその告知書により告知してください。

第11条（告知義務違反による解除）

- ① 前条により質問した事項の告知の際、故意または重大な過失により事実が告知されなかったときまたは事実でないことが告知されたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
- ② 給付金または死亡保険金の支払理由が生じた後でも、会社は、前項によりこの特約を解除することができます。
- ③ 本条によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者、主契約の死亡保険金受取人または指定代理請求人に通知します。

第12条（告知義務違反により解除した場合の取扱い）

- ① 前条によりこの特約を解除した場合には、給付金および死亡保険金の支払いについて、次のとおり取り扱います。

項目	取扱い内容
給付金および死亡保険金の支払い	イ. 給付金および死亡保険金を支払いません。
	ロ. すでに給付金または死亡保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。

- ② 前項にかかわらず、給付金または死亡保険金の支払理由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、給付金または死亡保険金を支払います。
- ③ 前条によりこの特約を解除したときは、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。

第13条（告知義務違反による解除を行わない場合）

- ① 次のいずれかの場合には、会社は、第11条（告知義務違反による解除）によるこの特約の解除を行いません。

告知義務違反による解除を行わない場合	
1.	この特約の締結の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
2.	保険媒介者が、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
3.	保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないこと、または事実でないことの告知をすることを勧めたとき
4.	会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過したとき
5.	この特約が、この特約の締結の際の責任開始の日から起算して2年をこえて有効に継続したとき

- ② 前項のうち次に定める規定に該当する場合であっても、それぞれ次に定める事由に該当するときは、会社は、この特約を解除することができます。

項目	告知義務違反による解除ができる場合
1. 前項第2号または第3号に該当する場合	前項第2号または第3号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、解除の原因となる事実の告知をしなかったか、または事実でないことの告知をしたと認められるとき
2. 前項第5号に該当する場合	この特約の締結の際の責任開始の日から起算して2年以内に、解除の原因となる事実にもとづいて、給付金の支払理由が生じたとき。ただし、この特約の締結の際の責任開始の日から起算して5年を経過した場合を除きます。

6. 重大事由による解除

第14条（重大事由による解除）

- ① 会社は、次のいずれかの事由（重大事由）がある場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

重大事由
1. 保険契約者または被保険者が、この特約の給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
2. 保険契約者または主契約の死亡保険金受取人が、この特約の死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
3. この特約の給付金または死亡保険金の請求に関し、その給付金または死亡保険金の受取人が詐欺行為（未遂を含みます。）をしたとき
4. 保険契約者、被保険者または主契約の死亡保険金受取人が、次のいずれかに該当するとき イ. 反社会的勢力に該当すると認められること ロ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ハ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること ニ. 保険契約者または主契約の死亡保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ホ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるなど、保険契約者、被保険者または主契約の死亡保険金受取人に対する会社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から前号までと同等の重大な事由があるとき

- ② 給付金または死亡保険金の支払理由が生じた後でも、会社は、前項によりこの特約を解除することができます。
- ③ 本条によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者、主契約の死亡保険金受取人または指定代理請求人に通知します。

第15条（重大事由により解除した場合の取扱い）

- ① 前条によりこの特約を解除した場合には、給付金および死亡保険金の支払いについて、次のとおり取り扱います。

項目	取扱い内容
給付金および死亡保険金の支払い	イ. 前条第1項に定める重大事由の発生時以後に支払理由が生じても、給付金および死亡保険金（前条第1項第4号のみに該当した場合で、前条第1項第4号イからホまでに該当したのが主契約の死亡保険金受取人のみであり、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。以下本号において同じ。）を支払いません。
	ロ. すでに給付金または死亡保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。

- ② 前条によりこの特約を解除したときは、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、前条第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人に対して第1項イの規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分に対応する解約返戻金を保険契約者に支払います。

7. 特約の無効および取消し

第16条（不法取得目的による無効）

この特約の締結の際の不法取得目的による無効については、主約款の不法取得目的による無効に関する規定を準用します。

第17条（詐欺による取消し）

この特約の締結の際の詐欺による取消しについては、主約款の詐欺による取消しに関する規定を準用します。

8. 特約の消滅

第18条

主契約が消滅したときは、この特約は同時に消滅します。この場合、次のとおり取り扱います。

項目	取扱い内容
1. 主契約の解約返戻金が支払われるとき	この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。
2. 主契約の保険料積立金が支払われるとき	この特約の保険料積立金を保険契約者に支払います。

9. 特約内容の変更

第19条（給付金・死亡保険金の受取人の変更）

この特約の給付金または死亡保険金の受取人は、この特約で定める者以外の者に変更することはできません。

10. 特約の解約・解約返戻金額

第20条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。

第21条（解約返戻金額）

- ① この特約の解約返戻金は、この特約の保険料積立金額と同額とします。
- ② この特約の解約返戻金額は、保険証券を発行する際に、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知します。

第22条（債権者等による解約の効力等）

差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの特約を解約することができる者によるこの特約の解約の効力等については、主約款の債権者等による解約の効力等に関する規定を準用します。

11. 契約者配当

第23条

この特約に対する契約者配当はありません。

12. 請求手続き

第24条

- ① この特約の給付金等の支払いは、会社所定の請求書およびその請求手続きに必要な書類を会社に提出して請求してください。
- ② 前項に定める請求手続きに必要な書類は、次に定める書類のうち会社が提出を求めるものとします。

請求手続きに必要な書類
1. 請求権者であることを証する書類
2. 給付金等の支払理由が生じたことを証する書類
3. その他の請求手続きに必要な書類

13. 指定代理請求人による請求

第25条

被保険者が次の給付金を請求できない特別な事情があるときの指定代理請求人による請求については、主約款の指定代理請求人による請求に関する規定を準用します。

対象となる給付金
がん先進医療給付金、がん先進医療一時給付金

14. 被保険者が死亡した場合の給付金請求の取扱い

第26条

被保険者が死亡した場合で、支払うべき次の給付金があるときは、その請求については、主約款の被保険者が死亡した場合の給付金請求の取扱いに関する規定を準用します。

対象となる給付金
がん先進医療給付金、がん先進医療一時給付金

15. 給付金等の支払いの時期・場所等

第27条

この特約の給付金、死亡保険金等の支払いの時期および場所等については、主約款の給付金等の支払いの時期および場所等に関する規定を準用します。

16. 法令等の改正に伴う契約内容の変更

第28条

- ① この特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が将来行われたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、給付金の支払理由の変更を行うことがあります。
- ② 前項により給付金の支払理由を変更するときは、変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

17. 主約款の準用

第29条

この特約に別段の定めのないときは、主約款を準用します。

別表 対象となるがん（悪性新生物）

1. この特約の対象となるがん（悪性新生物）の範囲は、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち	
・ランゲルハンス＜Langerhans＞細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

2. 前1における「対象となるがん（悪性新生物）」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

分類項目
／2…上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性
／3…悪性、原発部位
／6…悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9…悪性、原発部位または転移部位の別不詳









手続きの際の提出書類一覧表

項目	提出書類 請求書 メディケア生命所定の	保険証券	本人確認書類		被保険者の住民票	診断書・証明書 メディケア生命所定の	その他
			保険契約者	受取人			
給付金のお支払い	○			○		○	*不慮の事故による手術の場合 不慮の事故であることを証明する書類 *がん先進医療給付金・ がん先進医療一時給付金の場合 先進医療の技術料が記載されている 医療機関発行の領収証(写)
死亡保険金のお支払い	○	○		○	○	○	
主契約の基本保険金額 の減額	○	○	○				
保険契約の解約・ 特約の解約	○	○	○				
保険契約者の変更	○	○	○				*旧保険契約者死亡の場合 1. 旧保険契約者の戸籍謄本 2. 相続人の印鑑証明書
指定代理請求人の変更	○	○	○				
死亡保険金受取人の変更	○	○	○				

- 必要に応じて、上記以外の書類の提出を求められることがあります。
(例)被保険者の住民票に代えて被保険者の戸籍抄本の提出を求められることがあります。
また、被保険者または死亡保険金受取人の登記事項証明書の提出を求められることがあります。
- 上記の提出書類のうち全部または一部の省略を認めることがあります。
- 本人確認書類として、運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳などの各種証明書のうち、いずれかの写しをご提出いただきます。

説明事項ご確認のお願い

- お申込みに際して特にご確認いただきたい事項をまとめた「契約概要」および特にご注意いただきたい事項をまとめた「注意喚起情報」を掲載していますので、ご契約前に必ずお読みください。

- 「ご契約のしおり」は、約款の重要な事項およびご契約のお取扱いについて大切な事項をわかりやすくまとめたものです。必ずご一読いただき、内容を十分に確認のうえ、ご契約をお申し込みください。

特に以下の事項の

- 健康状態・職業などの告知について 11 ページ
- ワーキング・オフ制度について 13 ページ
- 責任開始期について 14 ページ
- 給付金・死亡保険金をお支払いできない場合について 18 ページ
- 解約について 27 ページ

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。また、上記の事項以外でもこの冊子の内容やメディケア生命の生命保険契約に関してわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

お問合せ先・相談窓口

メディケア生命コールセンター

 **0120-877809**

受付時間

月曜～金曜：午前9時～午後7時（祝日・年末年始を除く）
土曜・日曜：午前9時～午後5時

<http://www.medicarelife.com/>

メディケア生命ホームページでは住所・電話番号の変更などの各種お手続きができます。

〈募集代理店〉

〈引受保険会社〉




メディケア生命保険株式会社

住友生命グループ

〒135-0033

東京都江東区深川1-11-12

〈メディケア生命コールセンター〉

 **0120-877809**

<http://www.medicarelife.com/>

6020012805-V1-0000000

16051887(2016.5.1)

2016年5月改訂